



改善状況報告書

平成 27 年 3 月 12 日

改訂 平成 27 年 6 月 22 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

ジャパンベス
代表取締役 柳 暢宏



平成 26 年 8 月 22 日提出の改善報告書について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 49 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書（以下、「本報告書」といいます。）をここに提出いたします。

なお、当社は、平成 27 年 3 月 12 日付「内部調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社バイノスにおける不適正な売上計上（以下、「本件不適正な売上計上」）といいますが、これまで第三者委員会が認定した事実と異なる事実が確認されたことから、当社はこの事実を重く受け止め、本件について再度徹底的な調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、原因たる事実即した改善措置を立案することを目的として、内部調査委員会（以下、「今次内部調査委員会」）を設置することを決議いたしました。なお、今次内部調査委員会設置の目的は以下のとおりです。

- (1) 当社元取締役による本件に関する指示の有無及び関与の程度の調査
- (2) 過去に設置された第三者委員会が認定した事実と誤りがある場合には、その原因の解明
- (3) 再発防止策の提言

今次内部調査委員会の調査結果は平成 27 年 4 月 28 日に開示いたしました今次内部調査委員会の調査報告書のとおりであり、新たに、不適正な売上計上を主導していたのは当社及びバイノスの管理部長であった当社元取締役であったこと、第三者委員会の調査並びに株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「両取引所」といいます。）からの不適正な売上計上に関する調査及び照会等に対して、当該元取締役の指示により複数の当社役職員が虚偽の供述及び報告を行っていたこと、当社常勤監査役及び内部監査室長が第三者委員会の調査に際して自らのメールアドレスを消去するとともに当社役職員に対してメールアドレスの消去を命じていたこと等が判明しました。また、その後に行った社内における聞き取り調査において、複数の当社取締役はメールアドレスの消去を行った者からその旨の報告を受けたにもかかわらず適切な対応を取らなかったことが判明しました。

本日、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した本報告書を再提出いたします。

当社は、両取引所が行った会社情報に関する照会に対して、複数の当社役職員が正確な報告を行わなかったこと、及び平成 27 年 6 月 8 日付で両取引所から公表措置を受けたことを

厳粛に受け止め、今後は二度とこのような不適切な行為を行うことのないように、改善措置を確実に実行し、当社グループの信頼回復に鋭意努力していく所存であります。

注：平成 27 年 3 月 12 日付改善状況報告書からの改訂箇所には、下線を付して表示しております。

目 次

	ページ番号
I. 改善報告書の提出経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1. 過年度決算訂正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因・・・・・・・・	6
(1) 不適正な会計処理が発覚した経緯及び第三者委員会の設置・・・・・・・・	6
(2) 今次内部調査委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3) 不適正開示の原因となった行為の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(4) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況・・・・・・・・	14
(5) 不適正開示の原因となった行為にかかる認識、目的、動機等・・・・・・・・	15
(6) その他関連行為の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(7) その他関連行為への関与状況・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3. 不適正開示の発生原因の分析・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 子会社に対する管理体制の不十分性・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(2) 不適正な売上計上の発生原因及びその発見を遅らせた諸要因・・・・・・・・	21
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の不備・・・・	21
(4) バイノス代表取締役G氏への過度の依存・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(5) 過剰な接待に依存する営業手法・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(6) 内部監査体制の不十分性・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(7) メールデータ管理体制の不十分性・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(8) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の欠如・・・・・・・・	24
(9) 当社取締役会及びバイノスの取締役、取締役会における機能不全・・・・・・・・	24
(10) 経営者とのコミュニケーション機会と内部通報制度の周知の不十分性・・・・	25
II. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等・・・・・・・・	27
1. 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況・・・・・・・・	27
(1) 子会社の管理体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(2) 適切な業務手順の確定及び運用・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備・・・・	32
(4) 過剰な接待に依存する営業手法の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(5) 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(6) 関与者の社内処分並びに常勤監査役及び内部監査室長の就任・・・・・・・・	36
(7) メールデータ管理体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(8) コンプライアンス意識の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(9) 当社取締役会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(10) コーポレート・ガバナンスの強化・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(11) 経営者とのコミュニケーション機会と内部通報に順ずる通報相談を受けた 場合における役職員の対応義務の明文化ガバナンスの強化・・・・・・・・	41

Ⅲ. 改善報告書提出後における新たな事象	43
1. 関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備が発覚するに至った経緯・原因	43
（1）関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備が発覚した経緯及び第三者委員会の設置	43
（2）関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備の概要	44
2. 発生原因の分析	46
（1）関連当事者確認書における確認内容の不完全性	46
（2）取締役の自覚の欠如	46
（3）当社管理部門における関連当事者の把握方法の不十分性	47
3. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況等	47
（1）関連当事者確認書の見直しによる網羅性の担保	47
（2）取締役による関連当事者の申告漏れの防止	47
（3）管理部門による関連当事者の把握体制の確保	48
Ⅳ. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価	48
（別紙１）訂正による過年度業績への影響	49
（別紙２）バイノス改正フローチャート（売上計上に関する部分）	51
（別紙３）改善措置の実施スケジュール	52

略 称

本報告書では、平成26年6月3日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成26年6月2日付の第三者委員会の調査結果及び平成26年7月28日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成26年7月25日付の第三者委員会の調査結果、平成26年11月11日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成26年11月10日付の第三者委員会の調査結果及び平成27年4月28日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成27年4月28日付の第三者委員会の調査結果に基づき、文中で定義するもののほか、平成26年8月22日提出の改善報告書と同様に、以下の略称を用います。

法人名

当社：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

バイノス：株式会社バイノス

JBR-L：JBR Leasing 株式会社

NDG：日本電源技術社株式会社

X社：株式会社X

Y社：Y株式会社

Z社：株式会社Z（旧商号：株式会社Z´）

V社：有限会社V

会計監査人 TM：有限責任監査法人トーマツ

人名

A氏：当社代表取締役（兼当時バイノス取締役兼NDG取締役）A氏

B氏：当社従業員（当時当社取締役管理部長兼バイノス取締役）B氏

C氏：当社取締役加盟店サポート部長（兼当時バイノス取締役）C氏

D氏：当社子会社従業員（当時当社管理部経理グループ・シニアマネージャー兼バイノス取締役）D氏

E氏：当社執行役員法務担当（当時当社管理部法務グループ・マネージャー兼バイノス取締役）E氏

F氏：（当時当社監査役兼バイノス監査役）F氏

G氏：（当時バイノス代表取締役）G氏

H氏：（当時バイノス元管理担当取締役）H氏

I氏：当社子会社従業員（当時当社管理部経理グループ兼バイノス管理部）I氏

J氏：当社常勤監査役J氏

K氏：当社内部監査室長K氏

L氏：当社内部監査室・サブマネージャーL氏

M氏：当社取締役業務部長M氏

N氏：当社取締役営業部長N氏

（注）括弧内は当時の職を表します。

I. 改善報告書の提出経緯

1. 過年度決算訂正の内容

当社は、平成26年6月3日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成26年6月2日付の第三者委員会の調査結果に基づき、平成26年6月16日に過年度決算短信等の訂正を実施いたしました（過年度有価証券報告書等については、平成26年6月13日付で訂正いたしました。）。訂正による過年度業績への影響については、別紙1のとおりであり、その具体的な会計処理については、後記「2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因（3）不適正開示の原因となった行為の概要②過年度決算訂正に伴う影響について」に記載いたします。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

（1）不適正な会計処理が発覚した経緯及び第三者委員会の設置

① 第一次第三者委員会の設置

平成26年3月26日、当社の会計監査人TMのもとに、当社の連結子会社であるバイノスと、同じく当社の連結子会社であるJBR-Lとの間の車両賃貸借契約における賃貸料が法外であり、そのことがバイノスの赤字の原因であること等を指摘する内部告発文書が届きました。かかる告発を受けた会計監査人TMより、当社代表取締役及び監査役会に対して、平成26年3月28日、当該告発内容につき速やかに事実関係を調査するよう文書にて申し入れがあり、当社は平成26年4月1日に取締役管理部長を委員長とする内部調査委員会を設置した後、内部調査を実施し、平成26年4月17日付の調査報告書を会計監査人TMに提出いたしました。

会計監査人TMは、当該内部調査の報告を受ける中で、バイノスの売上計上が不適正である可能性があるとの懸念を抱き、当社に対し、第三者委員会（当社グループ等から独立した委員のみをもって構成される委員会）を設置して調査すべきことを勧告しました。これを受け、当社は、平成26年5月2日付「第三者委員会の設置及び平成26年9月期第2四半期決算短信の発表日の変更に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、バイノスの売上計上及びバイノスとJBR-Lとの賃貸借契約等の事実関係の調査、認定、評価並びにそれらに基づく提言等を受けることを目的として、利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会（以下、「第一次第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。

第一次第三者委員会から平成26年6月2日付の調査報告書（平成26年6月3日付で受領・開示いたしました。）が提出され、JBR-Lからバイノスに対する車両の賃貸料が法外でありバイノスの赤字の原因となっているという内部告発には妥当性がないものの、バイノスの除染事業に係る売上計上の会計処理において、G氏とD氏の関与によって除染作業の月次出来高と合致しない先行売上等の不適正な会計処理が行われていた事実が発覚いたしました。

当社は、直ちにバイノスの会計処理を訂正し、平成26年6月16日に当社の過年

度決算短信等の訂正を開示いたしました（過年度有価証券報告書等については、平成 26 年 6 月 13 日付で開示いたしました。）。

② 第二次第三者委員会の設置

当社は、第一次第三者委員会より受領した調査報告書を会計監査人 TM へ提出しましたが、会計監査人 TM より、調査報告書を確認したものの、平成 26 年 6 月 9 日付で、第一次第三者委員会が実施したバイノスの不適正な売上計上の関与者の認定に関する電子メール調査の範囲及び方法について、その充分性に懸念があるため、追加調査の必要性を認識している旨書面（以下、「平成 26 年 6 月 9 日付書面」といいます。）で申し入れを受けました。加えて当社は、会計監査人 TM より、平成 26 年 6 月 9 日付書面において、平成 26 年 2 月 28 日に当社が NDG に対して行った 29,000 千円の出資及び 121,000 千円の貸付（以下、総称して「本件投融資」といいます。）に関して、これは NDG が債務超過であるにもかかわらず行われた投融資であり、入手した譲渡担保の状況等からその回収可能性に疑義があると認められるとして、当社の投資判断の法的側面を含む合理性並びに NDG での資金の調達及び使途等に関して第三者の評価を受けるべきとの申し入れを受けました。

当社は、かかる申し入れを受け入れ、これらの疑義について解明するためにも専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断し、平成 26 年 6 月 14 日付「第三者委員会の再設置に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、追加調査等を行うための第三者委員会（以下、「第二次第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。

第二次第三者委員会の調査結果は平成 26 年 7 月 28 日に開示いたしました第二次第三者委員会の調査報告書のとおりであり、NDG への本件投融資の実行については、当社取締役が本件投融資を実行すると判断したことが取締役としての善管注意義務違反に当たるとは認められず、NDG の資金の調達及び使途についても不適切な点は認められませんでした。バイノスの不適正な会計処理については、C 氏においても事実を認識していたと言わざるを得ないものと認められました。

③ 第三次第三者委員会の設置

当社は、前述のとおり 2 度にわたり外部の有識者より構成される第三者委員会を設置し、本件不適正な売上計上に係る事実解明等を目的とした調査を行いました。平成 26 年 10 月 20 日、当社グループの元役職員が外部機関及び当社に対し、A 氏が C 氏及び B 氏に対し本件不適正な売上計上を指示していたこと、A 氏が個人的に資金を提供している先が存在すること等を内容とする内部告発文書を提出したことを受け、平成 26 年 10 月 29 日に第三者委員会（以下、「第三次第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。第三次第三者委員会の調査結果は平成 26 年 11 月 10 日に開示いたしました第三次第三者委員会の調査報告書のとおりであり、当社代表取締役である A 氏が本件不適正な売上計上を認識し、又はこれに関与していたこと

を裏付けるような特段の追加的な事実は判明しなかったと認められました。また、第三次第三者委員会が調査の対象としたA氏が個人的に資金を提供している先が子会社又は関連会社に該当するとしても、当社の連結子会社として取り扱う必要があると断定することはできないと認められました。

④ 第三者委員会の調査報告書で認定された内容

以上のとおり、会計監査人TMのもとに届いた内部告発文書を契機として設置された第一次第三者委員会及び第二次第三者委員会による一連の調査によって、バイノスの除染事業に係る売上計上の会計処理において、G氏とD氏の関与によって除染作業の月次出来高と合致しない先行売上等の不適正な会計処理が行われていた事実が発覚し、また、C氏においてもかかる不適正な売上計上の事実を認識していたと言わざるを得ないものと認められました。また、第三次第三者委員会による一連の調査によって、A氏が不適正な売上計上を認識し、又はこれに関与していたことを裏付けるような特段の追加的な事実は判明しなかったと認められました。

(2) 今次内部調査委員会の設置

① 組成に至った経緯

証券取引等監視委員会開示検査課による開示検査の対応の過程において、B氏が本件不適正な売上計上に関与していたことを疑わせる事実が確認され、また、当社の監査体制及び監査対応にも問題があったことを窺わせる事実が確認されました。そこで、本件不適正な売上計上について再度徹底的な調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、原因たる事実即した改善措置を立案することを目的として、平成27年3月12日に、平成26年12月25日付で就任した当社の社外役員3名（全員、本件不適正な売上計上が発覚した後に役員に選任された者であります。）から構成される今次内部調査委員会を設置いたしました。

② 今次内部調査委員会等による認定

今次内部調査委員会の調査結果は平成27年4月28日に開示いたしました今次内部調査委員会の調査報告書のとおりであり、B氏がD氏に本件不適正な売上計上を指示し、D氏とG氏が実行したと認められました。そして、C氏が不正の端緒を把握しながら、適切な対応を取らなかった事実並びに第一次第三者委員会及び第二次第三者委員会に対して、複数の当社役職員が真実を供述しなかった事実が認められました。また、今次内部調査報告書においては、当社常勤監査役J氏及び当社内部監査室長のK氏が、第三者委員会の調査に際して自らのメールアドレスを消去するとともに、複数の当社役職員に対してメールアドレスの消去を命じ、消去させた事実が認められました。

さらに、その後に行った社内における聞き取り調査において、複数の当社取締役はメールアドレスの消去を行った者からその旨の報告を受けたにもかかわらず適切な

対応を取らなかったことが判明しました。

(3) 不適正開示の原因となった行為の概要

① 不適正な会計処理の概要

ア バイノスの概要

バイノスは、宅地及び道路を対象に除染作業等を行う会社であり、X社（平成24年10月から）及びY社（平成25年12月から）の下請業者として、F県D市、K市、T市内の各工区において除染業務を行っております。

バイノスは、平成25年1月及び2月に当社に対して合計410百万円の第三者割当増資を行ったこと等により当社の子会社となりました（当時の出資比率は58.6%）。

当社がバイノスに出資した当時、バイノスの常勤の役職員は3名しかいなかったため、同社の管理業務等を補助すべく、当社は、B氏やD氏を始め、複数の当社の役職員をバイノスに派遣、出向ないしは兼務させ、同社の経営に関与させたほか管理系業務に従事させました。

また、当社は、バイノスが連結子会社として金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下、「J-SOX 監査」といいます。）の対象となることから、バイノスの内部管理体制を構築するために、バイノスとの間で、経理・資金管理関連業務や事務所運営に関する業務等の業務管理について業務委託契約を締結しました。なお、バイノスは、J-SOX 監査の対応のため、会計監査人TMとの間でも、平成25年5月22日付で業務委託契約を締結しました。

イ バイノスの売上計上の方法

i 除染事業の売上計上に係る業務フロー

バイノスは、発注者から個々の工区毎に除染作業を受注し、それぞれの工区において受注した除染作業を行った場合、月次の除染作業の内容について、毎月末日締めで測量をして集計し、a)集計結果に基づき作成した「出来高明細書」及び「検収書」（「出来高明細書」のみ、又は「検収書」のみの場合もあります。）を、翌月10日頃までに発注者の現場工事事務所へ提出して「検収書」の捺印欄（「出来高明細書」の場合もあります。）に現場工事事務所の所長等から個人印の捺印を受けていました。その後、b)発注者の確認結果に基づき、バイノスの役員が発注者の現場工事事務所において「請求書」を手書きで作成・提出し、その控え及び「入着高・出来高調査表」を発注者から受領していました（なお、一部の現場では「入着高・出来高調査表」を受領していませんでした。）。

ii 売上計上の方法

バイノスは、当社の子会社となる前までは上記 b)「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載の金額を売上計上していましたが、当社の子会社となった後は、上記 a)「出来高明細書」又は「検収書」（以下、「出来高明細書」及

び「検収書」を総称して「検収書等」といいます。)に記載の金額を売上計上するようになりました。

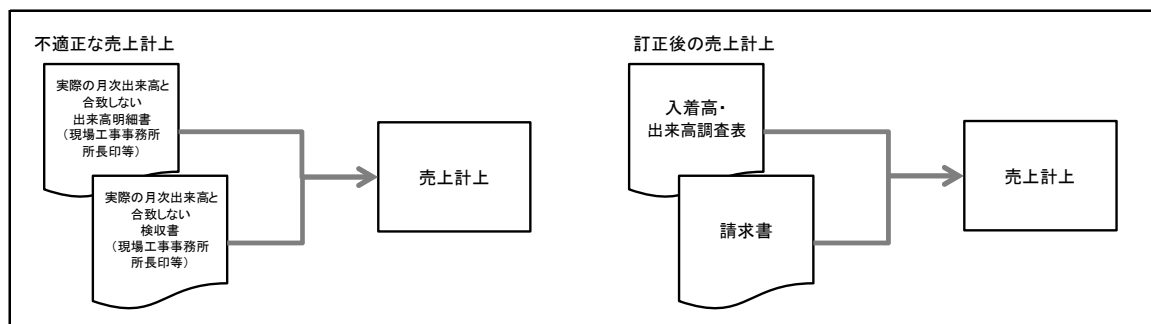
ウ 不適正な売上計上

調査の結果、a)「検収書等」の金額と、b)「請求書」又は「入着高・出来高調査表」の金額とが一致していないものが多数あることが判明したため、第一次第三者委員会において発注者に対して残高確認を行ったところ、発注者の確認した出来高金額は「検収書等」に記載された金額ではなく、「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載された金額であったことから、バイノスは「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載の金額に基づき月次の売上高として計上すべきであり、「検収書等」に記載の金額に基づき売上計上していたバイノスの会計処理は不適正なものであることが判明いたしました。

上記の不適正な売上計上は、当社の取締役管理部長であり、バイノス取締役管理部長であったB氏が、当社管理部経理グループのシニアマネージャーであり、当社からバイノスに派遣された取締役であったD氏に指示し、D氏とバイノス代表取締役社長であったG氏が、実際の月次出来高とは合致していないことを認識しながら、売上計画に近い「検収書等」を作成した上で、G氏が、過剰な接待等を通じて親密な関係のあった発注者の各現場工事事務所の所長に対し、社内資料上必要なもので発注者に迷惑はかけない旨依頼して「検収書等」に捺印を受け、当該「検収書等」に記載の金額のとおり発注者から検収を受けたものとして、「検収書等」に記載の金額を売上計上していたことによるものです。

このような不適正な売上計上は、X社との取引に関しては、平成 25 年 3 月から、Y社との取引に関しては、最初の取引に係る注文書の発行日より前の同年 10 月から、それぞれ行われていることが判明しました。

当初は注文書の工期及び金額の範囲内で売上を先行計上していただけていたのですが、受注を見込んでいた工事を失注したことなどもあり、平成 26 年 9 月期第 1 四半期（平成 25 年 12 月期）には、下記の図のような形で注文書受領月すなわち工事着工前に注文金額の大半又は全額を売上計上したり、注文書発行日より前に注文金額全額を売上計上したりするようになっていました。また、追加注文を見込んで売上を先行計上したものの、発注者から注文書をもらえなかったため、注文金額を超過した入金見込のない売上が 42 百万円（税込）計上されていました。



バイノス及び当社グループ連結決算における不適正な売上計上金額は以下のとおりです。

(単位：千円、税抜)

	バイノス売上計上額			請求書等に基づく売上高			差額
	除染事業	その他	合計	除染事業	その他	合計	
平成 25 年 9 月期 第 3 四半期	980, 992	1, 123	982, 115	504, 094	1, 131	505, 225	△476, 899
平成 25 年 9 月期 (年度)	1, 806, 975	2, 284	1, 809, 259	1, 539, 118	2, 292	1, 541, 410	△267, 848
平成 26 年 9 月期 第 1 四半期	661, 720	892	662, 612	248, 438	883	249, 321	△413, 290

バイノスは平成 25 年 4 月から当社の連結子会社となったことから、当社に対する会計監査にあたり、会計監査人 TM がバイノスの X 社に対する売掛金残高につき、残高確認を行うようになりましたが、会計監査人 TM が現場工事事務所のほか、X 社の東北支店等に残高確認を行おうとしたところ、D 氏が、X 社の現場工事事務所でないと残高を把握していないと説明したため、会計監査人 TM は X 社の東北支店等に対して残高確認を行わず、以後の残高確認も現場工事事務所の所長に対してのみ行うようになりました。

また、平成 25 年 9 月期の期末監査にあたり、会計監査人 TM が X 社現場工事事務所所長に残高確認を行った際は、D 氏が回答記入例を作成した上、G 氏を通じて X 社現場工事事務所所長に提示し、記入例どおりの確認額が記載された残高確認書に署名・捺印を得ておりました。このように D 氏は本件売上計上の会計監査人 TM への発覚を防ぐための措置を講じておりました。

さらに、D 氏から RCM を実態に合わせて変更したい旨の相談を受けた内部監査室が、その説明に十分な検証を加えることなく、X 社が発行した「入着高・出来高明細表」に基づいて売上計上する旨の記載をやめ、「〇月度出来高明細」と「検収書」に基づいて売上計上するよう記載を変更したことにより、平成 26 年 2 月 26 日、当初の RCM が変更されました。

平成 26 年 2 月に内部監査室が行ったバイノスへの内部監査において、当初は道

路除染業務を監査対象として資料依頼等が行われておりましたが、道路除染業務に係る内部統制が適切に運用されていないことから、K氏がJ氏及びB氏の承認を得たうえで、監査対象が宅地除染業務に変更されました。

C氏は、遅くとも平成26年2月には、D氏から、B氏の指示に基づく本件不適正な売上計上に関しての相談を受けており、この時点では本件不適正な売上計上に係る詳細については、承知していなかったとしても、自らが取締役でもあるバイノスにおいて不正が行われていたことを認識しておりました。かかる相談を受けた際、C氏は、D氏に対し、A氏に事実を告白するよう勧めましたが、D氏が「まずは、もう一度、自分でB氏に言う」と述べたため、それ以上強くはA氏への報告を勧めず、また、自ら独自にA氏に報告することもしませんでした。

当社からバイノスに対し実施していた融資に係る時期及び金額は、B氏が決定しており、当該融資に係る当社の取締役会決議は、各月に開催された当社の取締役会で決議されることもありましたが、大半は、B氏以外の当社の取締役が管理部門を統括していたB氏の判断であることを信頼し、特に異議を唱えることなく、書面決議で行っておりました。

以上のことが本件不適正な売上計上の発覚を遅らせた原因であると認識しております。

② 過年度決算訂正に伴う影響について

当社は、第一次第三者委員会の各指摘事項を踏まえ、平成25年9月期第2四半期から平成26年9月期第1四半期決算において不適正な会計処理がなされていたと明確に認識し、別紙1に記載のとおり、決算の訂正を行いました。

当該訂正にかかる具体的な会計処理は以下のとおりです。

ア バイノス売上計上額の訂正

上記①ウ記載のとおり、「検収書等」の金額と、「請求書」又は「入着高・出来高調査表」の金額が一致していない工事につき、除染事業に係る売上計上額を「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載された金額へと訂正しております。

i バイノス連結子会社化前

当社がバイノスを連結子会社とする前の平成25年9月期第2四半期における除染事業売上高を修正しております。これにより、連結取得時の資産・負債額を訂正するとともに、のれん及び少数株主持分計上額も合わせて訂正しております。

ii バイノス連結子会社化後

当社がバイノスを連結子会社とした後の平成25年9月期第3四半期以後、各四半期における除染事業に係る売上高を訂正しております。

イ バイノス売上原価・受注損失引当金・未成工事支出金の計上

アにおいて訂正した除染事業に係る売上高と売上原価が対応するよう、売上原価の訂正を行っております。また、当該訂正により発生する未成工事支出金につき、計上額の妥当性を検討した上で所定の訂正を行っております。

i 未成工事支出金の計上

アにおいて除染事業に係る売上高を訂正した結果、工事原価が売上高に先がけて計上されていると認められるものについては、未成工事支出金を計上する修正を行うことで、売上高と売上原価を対応させるようにしております。

ii 受注損失引当金の計上

期末及び四半期末時点において継続中の案件のうち赤字が見込まれるものについて、当該案件に係る将来の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

ウ バイノス関連資産の評価

i バイノス保有固定資産の減損処理

ア・イの修正を考慮すると、平成25年9月期末時点においてバイノスは単体財務諸表ベースで債務超過状態となることから、バイノスが保有する固定資産（機械装置、車両運搬具、工具器具備品等）に対し、減損損失を計上しております。

また、当社連結決算上もバイノスの属する「環境メンテナンス」セグメントにおいて、バイノス単体で計上した減損損失を計上しております。

ii バイノス向け投融資の評価

iに記載したとおり、一連の修正仕訳考慮後において、バイノスの単体財務諸表は債務超過状態となっております。そのため、当社の保有するバイノス向け投融資（子会社株式、関係会社貸付金）に対して、減損処理もしくは貸倒引当金の計上を行っております。

iii バイノスに対するのれんの減損処理

iiと同様、バイノスが債務超過状態となるため、バイノス連結取得時に当社が連結決算上認識した「のれん」についても、減損処理を行っております。

エ その他

ア～ウに記載した修正処理に伴い、関連する事項を修正しております。

(4) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況

① B氏、G氏及びD氏

バイノスにおける不適正な売上計上は、当時当社の取締役管理部長であり、バイノスの取締役管理部長であったB氏が、当時当社管理部経理グループ・シニアマネージャーであり、当社からバイノスに派遣された取締役であったD氏に指示し、D氏とバイノスの代表取締役であったG氏によって実行されたものでした。

② A氏

当社代表取締役であり、当時バイノスの取締役であったA氏は、バイノスの個々の現場や受注案件等を把握しておらず、A氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し、又はこれに関与していた事実は確認されませんでした。

③ C氏

当社取締役加盟店サポート部長であり、当時バイノス取締役であったC氏は、バイノスにおいて主として人工、車両、工具備品の調達及び下請調整等の業務を担当していましたが、経理処理には関わっておりませんでした。

しかしながら、C氏は、本件不適正な売上計上に積極的に関与はしていないものの、遅くとも平成 26 年 2 月 6 日には、D氏から、B氏の指示に基づく本件不適正な売上計上に関しての相談を受けており、この時点では本件不適正な売上計上に係る詳細については、承知していなかったとしても、自らが取締役でもあるバイノスにおいて不正が行われていたことを認識しておりました。

④ E氏

当時当社管理部法務グループ・マネージャーであり、バイノス取締役であったE氏は、バイノスにおいて下請業者との契約や労務管理等に従事しており、経理処理や工区の進捗管理には関与しておらず、E氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し、又はこれに関与していた事実は確認されませんでした。

⑤ F氏

当時当社監査役であったF氏は、平成 25 年 2 月 26 日からバイノス監査役を兼務しておりましたが、監査内容としては取締役会で報告された事項につき適法性及び妥当性の監査を行うのみで、バイノスの会計処理についての計画監査や実査は行っておらず、F氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し、又は認識し得た事実は確認されませんでした。

⑥ H氏

バイノス元管理担当取締役H氏は、当社の子会社化以前は監査役、子会社化後は管理担当取締役であり、「D市I工区」の出来高管理の担当者でした。H氏は、子会社化直

後の平成 25 年 3 月度の売上計上の際に、B 氏から指示を受けた D 氏の予定する売上計上額に足りないため、D 氏より指示を受け、4 月の作業予定分を含めて 3 月度に追加し、その売上追加データを D 氏に報告するなど、子会社化直後からバイノスの売上の先行計上に関与しており、H 氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し、これに関与していた事実が確認されました。

⑦ I 氏

I 氏は、当時当社管理部経理グループよりバイノスの管理部に出向し、K 市の案件に関する出来高管理の担当者として、出来高の進捗を管理し毎月の出来高を取りまとめ、D 氏に報告していました。I 氏は、平成 25 年 9 月度において明らかに除染作業が終了していない状況であったにもかかわらず、B 氏から指示を受けた D 氏及び G 氏からの一括計上の指示により、実際の月次出来高と合致しない検収書を作成しました。

また、I 氏は、平成 26 年 3 月の当社内部監査室による内部監査の際、D 氏の指示により、11 月度の検収書、11 月度出来高明細書と合計額が一致し、他方でサンプル抽出された作業報告書とも整合する虚偽の内容の全体案件管理表を作成しました。

I 氏は、B 氏から指示を受けた上司である D 氏の指示に従ったものですが、バイノスの不適正な売上計上を認識し、これに関与していた事実が確認されました。

(5) 不適正開示の原因となった行為にかかる認識、目的、動機等

(4) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況に記載のとおり、バイノスにおける不適正な会計処理は、B 氏が D 氏に指示し、D 氏及び G 氏によって実行されたものであります。

B 氏は、バイノスの取締役管理部長として、バイノスの将来の上場も視野に入れ、「中間貯蔵施設」案件等の受注によりバイノスの事業が拡大することを期待し、それまでの間当社をしてバイノスに融資させるため、バイノスの月次の経常損益を意識して、また、当社の取締役管理部長としては、バイノスの月次損益が当社の連結財務諸表に与える影響を意識して、B 氏が当社取締役会において説明をしやすい金額に着地を定め、D 氏に売上の前倒し計上を指示していました。

他方、D 氏は、当社管理部経理グループ・シニアマネージャーであり、当社からバイノスに派遣された取締役であって、実務的にバイノスの管理業務の責任者でした。

D 氏は、バイノスにおいては、B 氏と同じ取締役の地位にあるものの、当時、当社の管理部門の業務に関しては、B 氏が統括しており、当社の役員も含め管理業務に関しては口を出せない状況であり、B 氏の部下であった D 氏は、B 氏の指示に従わざるを得ない状況でありました。

しかし、このような事実を斟酌しても、D 氏は、H 氏及び I 氏等に事実と異なる金額が記載された検収書の作成等を指示し、また内部監査が問題なく行われるよう取り計らうなど、本件不適正な売上計上に積極的に関与していました。

G 氏は、バイノスの創業者として、発注者との間で営業的な信頼関係を構築し、除染

業務にかかる取引を開始し、バイノスの除染事業を立ち上げた人物です。

バイノスの除染事業は、下請業者への支払が先行するため、G氏は当社にバイノスの資金繰りの支援を依頼し、バイノスは当社の投融資を受けていました。また、当社による子会社化以降もバイノスは当社から多額の借入を行っていました。つまり、バイノスの資金繰りは当社からの融資に大きく依存していた実態があり、バイノスの売上計画を含む利益計画の達成如何は、当社の与信判断に影響することから、バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じれば、G氏は責任を追及される立場にありました。

本件売上計上処理は、そのような背景のもと、B氏から指示を受けたD氏及びG氏の両名により実行されたものです。すなわち、D氏はB氏から指示された毎月の売上計上額に基づき、「検収書等」を作成し、又は他の従業員に作成させた上で、G氏において「検収書等」に発注者の所長らから捺印を受け、D氏から経理担当者に「検収書等」に依拠した売上の先行計上を指示したことにより、不適正な売上計上を開始するようになったものです。

バイノスでは、平成25年3月以降、実際の月次出来高と合致しない「検収書等」に基づいて売上計上がなされ、また、管理担当取締役であったH氏が突然退任したことに伴い、平成25年5月から6月にかけて、D市I工区案件における請求業務の混乱があったことを契機に、根拠のない多額の売上の先行計上が行われるようになりました。さらに、7月以降では、除染現場の作業員の確保ができない状況から受注を逃したこともあり、バイノスの売上計画の大幅な未達が明らかな状況となっておりました。少なくとも、当時取締役管理部長であったB氏においては、平成25年9月期のバイノス株式の減損やバイノスへの貸付金の引当金計上等も意識せざるを得ない状況となっており、G氏も、当社によるバイノスへの貸付を継続させるためには大幅な売上計画の未達は回避したい状況にあったと推認されます。そのため、平成25年9月期決算で大規模な売上の先行計上を行い、引き続き平成26年9月期第1四半期（平成25年12月期）決算においても不適正な売上計上に及んだものと認識しております。

なお、当社では、平成25年11月18日開催の取締役会決議によって、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行っておりますが、バイノスの業績が、結果として当社の株価等に影響を与えた可能性は否定できないものの、本件不適正な売上計上の開始時点である平成25年3月の時点においては、当該自己株式の処分及び当社株式の売出しの計画がなかったこと及び自己株式の処分後も本件不適正な売上計上が続いていることから、B氏、D氏及びG氏を含む関係者において、当社の自己株式の処分等及びこれを有利な条件で成功させることが本件不適正な売上計上の動機になっていたとの事実は確認されておられません。

(6) その他関連行為の概要

① 虚偽の供述

B氏、D氏及びC氏が、第三者委員会に対して虚偽の供述を行っていました。各人の虚偽の供述の概要及び虚偽の供述を行った理由につきましては、それぞれ以下のと

おりと考えております。

ア B氏

B氏は、バイノスの取締役管理部長として、バイノスの将来の上場も視野に入れ、「中間貯蔵施設」案件等の受注によりバイノスの事業が拡大することを期待し、それまでの間当社をしてバイノスに融資させるため、バイノスの月次の経常損益を意識して、また、当社の取締役管理部長としては、バイノスの月次損益が当社の連結財務諸表に与える影響を意識して、D氏に売上の前倒し計上を指示していたにもかかわらず、第一次第三者委員会に対しては「すべてG氏がやったことである」旨供述し、また第二次第三者委員会に対しては、本件不適正な売上計上への自身の関与又は認識を否定する等、第三者委員会に対して虚偽の供述を行っていました。

また、B氏は、D氏に対して、第一次第三者委員会が設置された平成26年5月2日の前後において、第一次第三者委員会への対応として、「(本件不適正な売上計上に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、当社は上場廃止になる。当社が上場廃止になれば、株主に迷惑をかけることにもなるし、お前(D氏)もダメになる。だから、すべてG氏のせいにするように。」と指示しました。

このほか、B氏は、C氏に対しても同じ頃、同様の趣旨の指示を行っていました。

さらに、B氏は、当社常勤監査役であるJ氏に対しても「監査役や内部監査室が(本件不適正な売上計上に関して)認識していたということになれば、会社ぐるみということになり、当社は上場廃止になる。」旨を伝えていました。

当社は、B氏が虚偽の供述を行った理由について、B氏がD氏らに本件不適正な売上計上を指示し、実行させたことの発覚を恐れるとともに、本件不適正な売上計上の発覚後も、東証一部上場企業の最高財務責任者という社会的な地位及び信用並びに経済的な地位を維持するために行ったものであると考えております。

イ D氏

D氏は、上記①記載のとおり、第一次第三者委員会設置の前後において、B氏から「(本件不適正な売上計上に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、当社は上場廃止になる。当社が上場廃止になれば、株主に迷惑をかけることにもなるし、お前(D氏)もダメになる。だから、すべてG氏のせいにするように。」と指示され、さらには、「お前は守る、心配するな」と言われていました。

また、D氏は、バイノスにおいては、B氏と同じ取締役の地位にあるものの、当社においては、管理部長であるB氏の部下という立場にあったため、上司であるB氏の指示どおりに虚偽の供述を行いました。

以上のことから、当社は、D氏が虚偽の供述を行った理由について、前述のB氏の発言を信じ、自分が真実の供述をすることによって当社が上場廃止になることを

避けるため、また、今後の当社における自己の立場がB氏によって保全されると信じたためであると考えております。

ウ C氏

C氏は、上記①記載のとおり、第一次第三者委員会設置の前後において、B氏から「(本件不適正な売上計上に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、当社は上場廃止になる。だから、すべてG氏のせいにするように。」と指示をされていました。

また、C氏は、当社及びバイノスにおいては、B氏と同じ取締役の地位にあるものの、B氏はA氏を除く当社の他の取締役にない発言力を有しており、当社の上場前から管理部門について全ての権限を掌握していたため、B氏の指示どおりに虚偽の供述を行いました。

以上のことから、当社は、C氏が虚偽の供述を行った理由について、前述のB氏の発言を信じ、自分が真実の供述をすることによって当社が上場廃止になることを避けるためであると考えております。なお、C氏がかねてA氏と近い立場にあるものの、A氏に報告をしなかった理由につきましては、A氏に報告すれば、A氏がB氏を問い質し、結果として、C氏とB氏との人間関係及びD氏とB氏との人間関係に亀裂を与えることを危惧したとのことであります。

② 常勤監査役及び内部監査室主導によるメールの消去

平成26年5月に当社内部監査室長であったK氏が過去に自らが受信したメールの中に、自らの本件不適正な売上計上への関与が疑われるようなメールが含まれていたため、当社常勤監査役であったJ氏に当該メールを消去したい旨の相談し、かかる相談を受けたJ氏がB氏に相談したところ、B氏から「監査役及び内部監査室が本件不適正な売上計上を知っていたとなると、会社ぐるみということになり、当社が上場廃止になる」と伝えられたことから、J氏からこれを聞いたK氏は自らのメールデータを消去しました。

さらにK氏は自らのメールデータを消去するのみならず、J氏並びにK氏及びJ氏の指示を受けた内部監査室員であるL氏とともに、K氏やJ氏が消去すべきと考えたメールの宛先等に含まれる複数の当社役職員に対し、メールアドレスの消去を命じ、複数の当社役職員にメールを消去させていました。

③ 当社従業員からの報告に対する当社取締役の対応

当社代表取締役であるA氏、当社取締役業務部長L氏及び当社取締役営業部長N氏は、J氏及びK氏の指示を受け、メールアドレスの消去を行った複数の従業員から少なくとも平成26年11月ごろには、メールアドレスを消去した旨の報告を受けたにもかかわらず、A氏はJ氏及びK氏に対し口頭で注意を行ったものの、その後、当社内で調査を行う等、適切な対応を取りませんでした。

(7) その他関連行為への関与状況

① B氏

当社取締役管理部長兼バイノス取締役B氏は、本件不適正な売上計上を主導したこと、主導したにもかかわらず、当社が設置した第三者委員会に対し、虚偽の供述をし、本件不適正な売上計上の全容が明らかとなるまでに相当の時間を要したこと及び平成26年に設置した内部調査委員会に関するメールデータの消去を承認しておりました。

② C氏

当社取締役加盟店サポート部長兼バイノス取締役C氏は、当社が設置した第三者委員会に対し、虚偽の供述をし、本件不適正な売上計上の全容が明らかとなるまでに相当の時間を要したこと及びJ氏及びK氏の指示を受け、メールデータの消去を行ったにもかかわらず、A氏に報告しておりませんでした。

③ D氏

当社管理部経理グループ・シニアマネージャー兼バイノス取締役D氏は、当社が設置した第三者委員会に対し、虚偽の供述をし、本件不適正な売上計上の全容が明らかとなるまでに相当の時間を要したこと及びメールデータの消去を行っておりました。

④ J氏

当社常勤監査役J氏は、自らのメールデータを消去するのみならず、複数の当社役職員に対し、メールデータの消去を命じ、複数の当社役職員にメールデータを消去させておりました。

⑤ K氏

当社内部監査室長K氏は、自らのメールデータを消去するのみならず、複数の当社役職員に対し、メールデータの消去を命じ、複数の当社役職員にメールデータを消去させておりました。

⑥ A氏

当社代表取締役であるA氏は、J氏及びK氏の指示を受け、メールデータの消去を行った複数の従業員から少なくとも平成26年11月ごろには、メールデータを消去した旨の報告を受けたにもかかわらず、その後、社内で調査を行う等、適切な対応を取りませんでした。

⑦ M氏及びN氏

当時当社取締役業務部長であったM氏及び当時当社取締役営業部長であったN氏は、J氏及びK氏の指示を受け、メールデータの消去を行った複数の従業員から少なくと

も平成 26 年 11 月ごろには、メールアドレスを消去した旨の報告を受けたにもかかわらず、その後、社内で調査を行う等、適切な対応を取りませんでした。

なお、当社従業員計 7 名が、J 氏及び K 氏の指示を受け、メールアドレスの削除を行っておりました。

3. 不適正開示の発生原因の分析

(1) 子会社に対する管理体制の不十分性

当社は、関係会社管理規程に基づき、管理部内に関係会社管理グループを設置し、関係会社管理の総責任者として B 氏を管理担当取締役役に任命しておりました。同規程では、当社管理部長が月次の営業概要及び試算表、決算内容、重要な契約の締結、解消、変更等の重要事項について、関係会社からの報告を求め、検討の上、関連ある各部長にその内容を通知するものとなっており、関係会社の管理業務は、管理部関係会社管理グループ所管とされております。

バイノスに対しても、関係会社管理規程に則って管理部関係会社管理グループにおける管理を実施していたほか、当社により子会社化された平成 25 年 3 月以降の業容の急拡大に比して人材が不足していた同社に対しては、さらに役員の派遣、従業員の派遣、監査役の派遣、内部監査室による内部監査の実施、バイノスの代表取締役及び管理担当取締役を当社グループ会議に出席させる等の管理体制を構築しておりました。

しかしながら、バイノスの管理担当取締役から当社管理担当取締役に月次決算についての正確な報告がなされるべきところ、D 氏に本件不適正な売上計上を指示した B 氏がバイノスの管理担当取締役兼管理部長と当社管理担当取締役に兼務していたため、管理部内に関係会社管理グループのバイノスに対する管理が適正に行われるはずもありませんでした。

また、積極的な企業買収等により当社の関係会社が急速に拡大していたのに対し、管理部関係会社管理グループは、マネージャー 1 名のみの体制のままであり、人員不足の状態でありました。また、管理部関係会社グループでは、3 か月に 1 回、関係会社から財務状況の報告を受けてそれを取りまとめるほか、関係会社の人事を把握し名簿管理を行う等の業務を中心に行っており、関係会社からの報告数値を検証することはルール化していなかったため実施されていませんでした。さらに、内部通報制度運用規程についても、周知が十分であったとはいえず、当社による関係会社管理に不徹底な点があったことは否めません。

さらにバイノスにおける B 氏と D 氏の権限と職責が明らかでなかったことが不適正な売上計上の発覚を遅らせた原因となりました。

(2) 不適正な売上計上の発生原因及びその発見を遅らせた諸要因

バイノスでは、当社の子会社となった平成 25 年 3 月以降、当社内部監査室が主導して、会計監査人 TM の協力を得ながら業務フロー及び RCM の作成を行いました。

売上計上に関して、当初の RCM では「〇月度出来高明細」並びに「入着高・出来高

調査表」、「請求書」の3つの証憑の一致を確認すると定められていましたが、「入着高・出来高調査表」「請求書」は、当社の月次の締め（毎月14日前後）に間に合わないため、平成25年9月期のRCMは、毎月10日までに「出来高明細書」を作成し、発注者と作業数量の照合を行い「検収書」を受領する、その後15日から20日頃に「請求書」のエビデンスとして「入着高・出来高調査表」を入手すると、月次締め後であるにも関わらず、「出来高明細書」並びに「入着高・出来高調査表」「請求書」を基に売上計上するとの矛盾がありました。

こうした状況を受け、B氏、G氏、H氏及びD氏は、会計監査人TMの指導を得ながら、「出来高明細書」に基づき「検収書等」に押印をもらった上で、これらを証憑として売上計上をする運用を開始しました。

当初のRCMに上記のような当社の会計処理との矛盾があったこと、及び当該矛盾により、RCMと乖離して「出来高明細書」「検収書」が不適切に運用されることが原因となったと考えられます。

さらに、バイノスにおいては平成26年2月26日にRCMを一部変更し、売上計上に関して、変更前のRCMでは「〇月度出来高明細」並びに「入着高・出来高調査表」、「請求書」の3つの証憑の一致を確認するという取扱いだったところ、変更後RCMでは、「〇月度出来高明細」並びに「検収書」を基に売上入力を行うこととされ、「入着高・出来高調査表」「請求書」が照合する対象から除外されました。

この変更の理由は、D氏の「運用実態に合わせるもの」との説明に基づくものでしたが、「検収書等」の内容が実際のバイノスの出来高を適正に反映したものではない場合が多数あったことからすると、「入着高・出来高調査表」「請求書」を照合する対象から除外したことは適切とはいえず、この不適切なRCMの変更が不適正な売上計上の発見を遅らせた原因となったと考えられます。

また、当初のRCMの作成にかかる打合せの中では、「〇月度出来高明細」と「入着高・出来高調査表」又は「請求書」との間には差異がないことが前提とされていましたが、5%以上のずれが生じた場合には、その原因を確認する旨の方針が出されており、この方針どおりに確認がなされていれば、本件不適正な会計処理を早期に発見できたものと思われます。

（3）新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の不備

除染事業は、事業自体が新しいものであり、当社が従来から行っている生活トラブル解決サービスその他の事業とは全く異質の事業といえ、収支構造やビジネスリスクを予想することが困難でした。

また、バイノスの事業計画は、受注予測を積み上げて作成されてはいるものの、実際に受注できるかどうかは、受注確度は勿論のこと、バイノス側で作業を行うために必要な人材、車両を採算ベースに乗せる価格で調達できるか否かも極めて重要といえます。ところが、当社がバイノスに資本参加する段階では、バイノスとしても除染業務がスタートしてまだ数か月の段階で業務量も多くなく、急速に業容を拡大させてい

く場合のビジネスリスクは非常に不透明なものでした。

当社は、バイノスへの出資に際し、財務及び法務の買収監査を実施していますが、ビジネスデューデリジェンスは実施しておらず、一つの現場が終了する夏頃まではビジネスモデルを把握、確率させることができない状態でありました。

その結果、バイノスの売上計画は創業者であるG氏から受ける情報に依拠して作成され、G氏の提示する受注見込みの受注確度・受注時期に客観的な検証を加えることができませんでした。

当社として、新規事業あるいは異業種へ参入する際、当該ビジネスについて、事前あるいは早期に、かつ慎重にビジネスモデルやビジネスリスクを把握する体制が講じられていれば、今回の不適正な売上計上についても、そもそもの売上計画作成の段階でビジネスリスクを見越した検証を加えることにより、予防あるいはより早い段階で発見できたと考えられます。

(4) バイノス代表取締役G氏への過度の依存

バイノスの代表取締役であったG氏は、バイノスの創業者として、発注者との間で営業的な信頼関係を構築し、除染業務にかかる取引を開始し、バイノスの除染事業を立ち上げた人物です。G氏は、発注者であるX社及びY社との交渉を一手に引き受けて、受注もG氏がX社及びY社の現場工事事務所所長と交渉しており、バイノスの除染事業は専らG氏の営業手腕や人脈に依拠していたといえます。G氏は、過剰ともいえる接待等の営業手法を駆使して現場工事事務所所長との間において親密な関係にあり、現場工事事務所所長とは、発注者の出来高査定前でも、請求書の根拠としない社内資料であれば、「検収書等」に所長印の捺印を得られる関係を築いていました。

当社は、業容の急拡大に比して人材が不足していた同社に対して、役職員の派遣、従業員の派遣、監査役の派遣を行っていましたが、除染事業は、事業自体が新しいものであり、当社が従来から行っている生活トラブル解決サービスその他の事業とは全く異質の事業であったため、当社が派遣した役員及び従業員はバイノスの事業についての理解が不十分でありました。

その結果、バイノスにおいて、受注段階の発注者との交渉、業務用車両及び機材の調達、売上計画の作成、各工区の進捗管理の各過程において、G氏の判断・決定に依存しすぎた体制となっており、G氏の判断を鵜呑みにし、又は時にこれを利用したB氏が本件不適正な売上計上をD氏に指示し、D氏とG氏が実行したことがこの3人による本件不適正な売上計上を阻止できなかった原因であったと考えられます。

(5) 過剰な接待に依存する営業手法

本件では、実態とは異なる内容の「検収書等」や「残高確認書」に、発注者の現場工事事務所所長の印影があることが、不適正な売上計上を可能とし、かつその発見が遅らせた要因となっております。発注者の現場工事事務所所長が何故これら実態と異なる内容の書面へ捺印したのかは定かではありませんが、前述のとおりバイノスにおけるG氏の接待交際費は極めて多額に上っており、G氏が一部社内規程における許容額を超えて接待交際費を使用したうえ、恣意的に請求書を分割して1回の接待交際費の額を少額に見せかける等の手法を駆使することにより規程違反の発覚を免れていた事実も確認されていることから、G氏による過剰な接待に依存した営業手法が不適正な売上計上の誘因となったものと思われます。

(6) 内部監査体制の不十分性

本件において当社内部監査室の行った RCM に基づく監査自体は不適切であったとはいえないものの、権限者が意図的に虚偽の事実の説明を行い、また虚偽の資料を提出したため、結果的には適切でない内容に RCM が変更されたことを考えると、限られた内部監査室の人員によっては不適正な売上計上の発見が困難でありました。

変更前の RCM に基づき売上計上の適正性を監査していれば、もしくは内部監査室のスタッフがより充実し、監査対象のサンプル件数を増やすことができていれば、より早期に不適正な会計処理を発見できた可能性があります。

また、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)では、内部監査室は、取締役会直属の部署として、業務執行部門から独立し、内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役に報告を行うこととされており、実際に取締役に月次で報告されておりました。しかしながら、実質的には、当社の取締役は、当社取締役管理部長のB氏の言動から、B氏が法務・会計に関する専門的な知見を有していると評価してしまっており、さらに内部監査部門についても、専門的な知見を有しているものと考えてしまったことから、B氏に内部監査室をも管掌させるような状況にあり、内部監査室が作成し、取締役に報告する報告書等の書類からも、確認欄に管理部長の押印箇所が確認される等、事前に管理部長からの承認を得なければ報告できないような体制となっておりました。

(7) メールデータ管理体制の不十分性

当社常勤監査役J氏及び内部監査室長のK氏が自らのメールデータを消去するのみならず、複数の当社役職員に対し、メールデータの消去を命じ、複数の当社役職員がメールデータを消去していた事実を厳粛に受け止めておりますが、他方、これを技術的に制御する仕組みや禁止する社内規程がないうえ、第一次第三者委員会の設置にあっても、これを禁止する旨の業務命令が発せられることなく、むしろ、J氏及びK

氏がこれを行うよう命じる不適切な行為を行っており、役職員が誰でもメールアドレスを消去でき、これを事後的に調査することができる技術的環境にもありませんでした。

(8) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の欠如

当社は、グループ企業行動基準、コンプライアンスガイドライン等を制定し、役職員及び従業員への説明も行っていました。

しかしながら、本件不適正な売上計上に関与していたB氏及びD氏その他の当事者にコンプライアンス意識が欠如していたことはいうまでもありませんが、その他、本件不適正な売上計上に関与まではしていなかった当社の役職員にも、コンプライアンス意識の欠如が認められました。

当社役職員のなかには、D氏から「先食い」「先行計上」等、不適正な会計処理を示唆する文言を含む数多くのメールを受信しながら、これらの文言に特段留意することなく、自己の業務に対する責任感又は当事者意識が欠如している者がおりました。

また、今次内部調査委員会では、関係者がメールアドレスを消去していた事実も明らかとなりました。特に業務執行の違法性を監査すべき常勤監査役J氏と内部監査室長であるK氏は、かかるメールアドレスの消去に積極的に関与しており、コンプライアンス意識の徹底を率先して図るべき両名がこれと正反対の行動をとっていました。

加えて、指示に従いメールアドレスを消去した他の役職員の存在も確認されたことから、当社役職員のコンプライアンス意識が欠如していたと考えております。

(9) 当社取締役会及びバイノスの取締役、取締役会における機能不全

当社の取締役会は、A氏、B氏、C氏他2名の取締役で構成されておりましたが、B氏は過去に複数の企業の上場準備に携わっていたと聞いていたことから、平成16年4月に当社に入社すると同時に当社管理部長に就任して以降、当社の上場準備を牽引し、結果として、平成17年8月に東証マザーズ、平成19年9月に東京証券取引所市場第一部への上場を果たす等、一定の成果を収めたため、その後も一貫して管理部門を統括しており、A氏を含むB氏以外の取締役は、管理部門の運営に携わらなかった（B氏のみが管理部門を統括していた）状態にありました。また、当社の取締役は、当社取締役管理部長のB氏の言動から、B氏が法務・会計に関する専門的な知見を有していると評価してしまっており、A氏を含むB氏以外の取締役は、法律上は、取締役としてB氏と何ら違わぬ地位にありながら、B氏に対し異論を差し挟むことが難しい雰囲気がありました。

この点、当社代表取締役であるA氏は、B氏に管理担当取締役又は管理部長としての業務執行権限を委任していながら、B氏を放任していた、又は放任するような雰囲気を漫然と放置していたことについて、自らの監督責任を痛感しております。

上場会社の取締役としての職責に鑑みれば、他の取締役に対する監督義務を果たすことは極めて重要であります。前述の状況からB氏はA氏を措いて他にない発言力を

有しており、また、各取締役は、自らが担当する業務以外の業務に関しては、担当取締役に一任する風潮がありましたが、上場会社の取締役としての職責に鑑みれば、他の取締役に対する監督義務を果たすことは極めて重要でありました。かかる観点からすると、当社の取締役会の監督機能は十分に機能していなかったといわざるをえず、これが本件不適正な売上計上の全容が明らかとなるまでに相当の時間を要した原因のひとつであると考えております。

また、当社は、本件不適正な売上計上の指示者であるB氏の提案に基づきバイノスへ多額の投融資を行っていましたが、当該投融資について取締役会において特段の議論が行われておりませんでした。また、投融資に関する決議のうち多くは、取締役会を開催しないまま書面決議により行っており、そのような場合にも、事前の協議や議論は行っておりませんでした。また、多数回に渡っての短期かつ急激な貸付行為について、他の取締役も十分な議論を行うべきであったと考えております。

加えて、本件不適正な売上計上に関連して、常勤監査役J氏は、第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去に積極的に関与していたと認められ、これは上場会社の監査役としての職責の放棄であり、かかる観点からも、当社のコーポレートガバナンスには大きな問題があったと認識しております。

さらに当社の取締役会には、バイノスを含む関係会社において、不正の早期是正が可能な内部統制制度を整える責任がありますが、当社取締役が管理部門をB氏に一任していた実態と同様に、当社やバイノスの取締役会は、例えば、売上等の会計評価を要する事項について、主体的に情報収集や問題点の評価・検討を行わなくても、何か問題があれば会計監査人TMがそれを問題視するだろうと考えており、上場会社及びそのグループ会社の経営陣としての自覚に欠ける状況にあったことは否めません。

不正を起こさない又は不正の早期是正を可能とするために、取締役及び取締役会は自ら適切に不正リスクを認識・評価する責任があるにもかかわらず、当社の取締役会及びバイノスの取締役、取締役会は、自ら適切に不正リスクを認識・評価する責任を怠っていたといわざるを得ず、この点において当社の取締役会及びバイノスの取締役、取締役会は機能不全に陥っていたと考えられます。

(10) 経営者とのコミュニケーション機会と内部通報制度の周知の不十分性

当社グループの役職員による外部機関への通報を嚆矢として本件不適正な売上計上が発覚したことから、A氏と当社及び当社グループの役職員とのコミュニケーション機会の増大や当社及び当社グループの役職員に対する内部通報制度の周知に努めておりましたが、D氏が各調査報告書に直接コメントを付す形で朱書きでメモを残した文書が当社に対する証券取引等監視委員会開示検査課による開示検査の過程で発見されたことに鑑みれば、これらが未だ十分でなく、企業内部の自浄作用を発揮させることができておらず、したがって、本件不適正な売上計上の全容が明らかとなるまでに相当の時間を要したと考えております。

また、C氏が平成26年2月上旬にD氏から「B氏から先行計上を指示されているこ

と、もう先行計上はしないと言ったにも関わらず、また、先行計上を指示された」旨の相談を受けたにもかかわらず適切な対応を取らなかったこと、及び複数の当社取締役が、J氏及びK氏の指示を受けてメールデータの消去を行った者からその旨の報告を受けたにもかかわらず適切な対応を取らなかったことが判明したことからすると、当社従業員が内部通報制度運用規程に則り外部弁護士に通報相談するのではなく、当社取締役に対して直接、通報相談した場合の当該当社取締役の対応に問題があったと言わざるを得ません。

Ⅱ．改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

1．改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況

平成 26 年 8 月 22 日に提出いたしました改善報告書に記載した改善措置と平成 27 年 3 月 12 日時点における実施状況及び運用状況は以下のとおりです。

なお、平成 27 年 6 月 22 日に再提出した改善報告書に新たに記載した改善措置も併せて記載しております。

(1) 子会社の管理体制の見直し

①子会社の管理体制の見直し（不適正開示の発生原因の分析（1）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

子会社に役職員を派遣する場合には、派遣先企業における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が、確実になされるような体制を再構築いたします。現在、子会社に派遣されている役職員に関しては、平成 26 年 8 月末までに職責、権限を明記して通知し、関係会社からの月次報告は、従前、各関係会社の経理担当者が直接、管理部関係会社管理グループに報告を行っていましたが、今後は当社から派遣している各取締役が査閲し、十分に検証した上、管理部関係会社管理グループに報告を行うとともに、管理部関係会社管理グループにおいて報告内容検証のためのマニュアルを整備し、検証の結果、異常値や懸念事項を発見した場合には、当社管理部長に報告を行います。異常値の発見や懸念事項等については、それらの問題の早期発見を図り、当該会社及び当社内関係各署に別途ヒアリングを進めるとともに、必要に応じてリスク管理委員会及び内部監査室と連携し、当社取締役会による迅速な判断を仰げるよう体制を構築しており、平成 26 年 9 月より運用を開始いたします。加えて、管理部関係会社管理グループによる子会社の管理を強化するため、管理担当取締役は子会社の管理担当取締役には就任しないこととし、子会社の経理担当者又は管理担当取締役が管理部関係会社管理グループに提出する月次報告を批判的な視点から検証できるよう改めます。

さらに、関係会社の管理体制拡充のため、管理部関係会社管理グループに新たに 2 名を配置し、3 名体制といたします。

通常業務を遂行するうえでの関係会社からの相談窓口につきましては、従前より管理部関係会社管理グループが窓口となり、関係する部門の長と協議のうえ、適切な助言又は指導を行っていましたが、関係会社に派遣されている社員が当社役員に個人的に相談するなど一部曖昧であった窓口を管理部関係会社管理グループに一本化し、一層明確化いたしました。加えて、関係会社の経理担当者と当社管理部間の報告決裁体制が明確にルール化されていなかったことに鑑み、関係会社における当社取締役会の承認を要する事項につきましては、関係会社の財務担当取締役から、随時、管理部関係会社管理グループを通じて上程するよう、平成 26 年 9 月より運用を開始いたします。

当社取締役管理部長は自身が取締役である場合を除き、子会社・関係会社の取締役会に出席しておりませんでした。今後、子会社の取締役会についてはすべてオブザーバーとして出席し、持分法適用関連会社の取締役会については、管理部関係会社管理グループ員を出席させ、計数管理とともに関係会社のガバナンスの確認と指導を適宜実施いたします。

また、当社が制定している内部通報制度運用内規についても、内部通報制度を有効に機能させるため、当社のみならず、当社グループの役職員に対しても、その内容を十分に説明し、周知徹底を図ってまいります。

【実施・運用状況】

関係会社からの月次報告は、各関係会社の経理担当者が財務諸表を基に対予算比、対前月比及び対前年同月比が算出された月次報告シートを作成した後、各関係会社の取締役が確認し、当社から派遣している各取締役（当社からの派遣取締役がいない関係会社においては当社の取締役等が確認し、派遣取締役と当社の管理部長が同一の場合は、別の取締役等をあてがう運用を行っております）がその数値の正確性だけでなく、その数値となった諸要因についても把握しながら査閲し、十分にその諸要因を検証した上、管理部関係会社管理グループに報告を行っております。また、報告を受けた管理部関係会社管理グループはその報告内容について定性的チェックや定量的チェックを平成26年9月に整備した所定のチェックリストを用いて行います。ここで異常値の発生等の懸念点が確認された際は管理部関係会社管理グループ員から派遣取締役に直接その懸念事項をヒアリングし、ヒアリング後もなお懸念事項が解消されない場合には、内部監査室と連携し、実査を行うかどうかを検討します。もともと、現時点までにおいて異常値や懸念事項等と認めた事案はありません。

子会社及び関連会社に対し、当社に対する報告資料の確認・提出手順の変更、子会社及び関連会社からの相談窓口の管理部関係会社管理グループへの一本化、子会社及び関連会社の取締役会に当社取締役管理部長又は管理部関係会社管理グループ員がオブザーバーとして参加する旨を周知するため、平成26年8月27日付で「ご提出資料の手続き変更等に関するお知らせ」により通知をいたしました。平成26年9月より、記載内容のとおり、実施・運用しております。なお、子会社及び関連会社の取締役会へのオブザーバーの参加については、今後も継続して実施するため、テレビ会議システムを積極的に利用する等、運用方法を工夫して実施してまいります。

子会社に派遣されている役職員に対する職責・権限を明記した通知につきましては、子会社管理強化のための財務担当取締役の設置等、派遣取締役の変更等を行ったため、予定していた平成26年8月中旬に通知できませんでしたが、同年9月30日付で当社代表者名の指示書をもって通知し、以後、新たに就任する者に対しても、同様の指示書をもって通知しております。

また、派遣取締役を上記指示書を手渡す際に、関係会社管理規程を用いて承認事項、報告事項及びその報告体制を周知しております。各関係会社と当社管理部間の報告決裁体制につきましては、各関係会社の財務担当取締役が各関係会社の経理担当者に対し、各関係会社と当社管理部間の報告決裁体制フローを周知させることでルールを明確にするとともに、各関係会社における当社取締役会の承認を要する事項につきましては、当社取締役管理部長が各関係会社の財務担当取締役に對し、随時、管理部関係会社管理グループを通じて上程するよう指示をいたしましたほか、平成26年10月22日付で関係会社管理規程を改定・施行し、オブザーバーとして参加した者が当該規程における承認事項、報告事項に該当する事実がないかの確認を行っております。

管理部関係会社管理グループを2名増員し、3名体制にする点につきましては、平成26年6月に1名を新規採用、同年10月1日付で管理部人事総務グループ員に管理部関係会社管理グループ兼務を命じ、また平成27年1月31日付の人事異動により専従の関係会社管理グループ員を3名とすることで一応の実施に至りました。もともとは人員強化のため募集及び面接を行っていたものの、第三次第三者委員会の設置及び定時株主総会に向けた対応に迫られ、思うように採用活動が進んでおりませんでした。平成26年10月から平成27年1月末に専従者を充てるまでの間におきましても、兼務者が所属する管理部人事総務グループの補助員を増員させることで、人事総務の業務負担を軽減させたほか、単純入力作業を各関係会社に委ねること等、業務改善を行い、本来的業務である異常値の検出や懸念事項の把握に集中して取り組むことができたことにより、実効性を担保できていると考えております。なお、平成27年4月1日付で管理部関係会社管理グループ員1名の採用が内定しており、今後も関係会社管理を強化してまいります。

内部通報制度の周知徹底につきましては、平成26年8月に当社シニアマネージャー以上の従業員に対し説明文書を配布して周知を図ったほか、同年9月8日、内部通報窓口となっている外部弁護士を講師として当社シニアマネージャー以上の従業員及び関係会社の役員を対象としたセミナーを開催いたしました。また、当初制定していた内部通報制度運用内規の内容を整備し直して、同年9月19日付で内部通報制度運用規程として施行いたしました。各子会社及び関連会社に対しても、同規程を準用するよう通知いたしました。なお、平成27年2月に、当社連結子会社において、内部通報窓口となっている外部弁護士に対し、1件内部通報がありました。現在、事実の調査中ではありますが、今後も当社グループ内における内部通報制度の一層の浸透をはかるべく周知活動を継続してまいります。

- ② バイノスの人員体制の刷新（不適正開示の発生原因の分析（4）及び（9）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

今回の事態の重要性を厳粛に受け止め、バイノスの役員につき、委嘱・担当業

務・同従事期間等も含め、第三者委員会の指摘事項への関与・責任の度合いを総合的に勘案して、バイノスの役員を以下のとおり刷新いたします。

ア 取締役及び監査役の辞任

本件不適正な売上計上に関する取締役（当時代表取締役）であるG氏は、平成26年7月23日付で代表取締役を辞任し、代表権を返上した後、平成26年8月7日付で取締役の辞任届を提出しており、平成26年8月25日開催予定の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」といいます。）における新任取締役の選任をもって、取締役を辞任いたします。また、取締役であるC氏及びD氏は、臨時株主総会における新任取締役の選任をもって、それぞれ取締役を辞任いたします。

また、監査役であるF氏は、臨時株主総会における新任監査役の選任をもって、監査役を辞任いたします。

イ 新任取締役及び新任監査役の選任

バイノスにおける臨時株主総会において、新たに技術担当取締役（社外取締役）、工事担当取締役、営業担当取締役、財務担当取締役（社外取締役）をそれぞれ選任いたします。

このうち、財務担当取締役を除いた取締役3名につきましてはバイノスの専任となります。バイノスにおいて、受注段階の発注者との交渉、業務用車両及び機材の調達、売上計画の作成、各工区の進捗管理の各過程において、G氏の判断・決定が先行し、適切な情報が必ずしも取締役会に上程されていなかったかつての状況を踏まえ、各取締役の担当を細分化し、各担当取締役の責任のもと業務に当たることによって最終的に取締役会において情報が集約されることを期待しております。

各担当取締役におきましては、その分野における豊富な知見に裏付けられた適切な管理、助言を行えるものと考えております。

また、新任監査役として、当社常勤監査役J氏を選任し、バイノスにおいて、今回の不適正な売上計上の発覚を受け、当社監査役会とより密な連携をとるため、当社常勤監査役J氏がバイノスの監査役会に加わり、バイノスの取締役会を監視・監督してまいりましたが、下記（6）オのとおり、平成27年6月30日付で常勤監査役J氏が辞任します。

ウ 代表取締役の選定

G氏の代表取締役辞任に伴い、平成26年7月23日付で当社代表取締役であるA氏がバイノスの代表取締役に就任いたしました。

A氏は、本件を極めて重く受け止めており、自ら先頭に立ってバイノスの経営体制の刷新と取締役会の活性化を図り、再発防止に向けた取り組みを一層加速させてまいります。

なお、A氏のバイノス代表取締役兼務は、平成26年12月末の定時株主総会までを目処としており、同時期までに今回新任した取締役又は外部の優秀な人材の中から最適者を選定し、バイノスの経営体制の強化を図る予定です。

【実施・運用状況】

平成26年8月25日開催のバイノス臨時株主総会終結の時をもって、G氏、C氏及びD氏は取締役を辞任いたしました。また、同じ時をもって、F氏は監査役を辞任いたしました。

同臨時株主総会において、【改善報告書に記載した改善措置】のとおり、技術担当取締役（社外取締役）、工事担当取締役、営業担当取締役、財務担当取締役を選任し、当社常勤監査役を社外監査役に選任いたしました。

G氏の代表取締役辞任に伴い、平成26年7月23日付で当社代表取締役であるA氏がバイノスの代表取締役に就任いたしました。同年12月18日開催のバイノス定時株主総会終結の時をもって、E氏と時を同じくして辞任し、B氏を含むすべての取締役を交代させるとともに、同定時株主総会において新たに取締役に選任された当社加盟店サポート部・シニアマネージャーを同日開催のバイノス取締役会において、代表取締役に選定しました。同氏は、当社のバイノスへの出資当初からバイノス営業担当取締役と同様に数々の除染現場にて現場管理業務を担当しており、新体制の下、業績向上に努めております。

（2）適切な業務手順の確定及び運用（不適正開示の発生原因の分析（2）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

バイノスに係る環境メンテナンス事業において、従来売上計上に用いていた「検収書」を今後は使用せず、取引先との債権債務が一致する「入着高・出来高調査表」及びそれに基づく「請求書」を証憑とし、また、売上入力に管理担当者が入力し、財務担当取締役が承認する手続を履行したうえでの売上計上を徹底すべく別紙2のとおりフローチャートの見直しを行いました。平成25年2月のバイノス子会社化より過年度訂正し、以後継続して決算期ごとに検証を実施しております。

なお、変更前のRCMでは出来高明細書を売上計上の証憑としておりましたが、出来高明細書はバイノス内で日次の工事の進捗を管理する資料であって、発注元が確認した進捗率に応じて作成する「入着高・出来高調査表」とは金額が一致しないことから、売上計上書類からは除外いたしました。ただし、今後も「出来高明細書」は社内管理資料として作成し、「入着高・出来高調査表」と大きく齟齬がある場合には、経理担当者がただちに工事部及び工事担当取締役に報告し、発注者に確認を求めるとともに、財務担当取締役に対しても報告する運用を実施しております。

【実施・運用状況】

バイノスでは、平成26年8月より直近のRCMのフローチャート（別紙2）に基づく

運用を開始し、【改善報告書に記載した改善措置】に記載のとおり「請求書」を証憑とし売上計上をしております。また、「出来高明細書」は社内管理資料として作成し、「入着高・出来高調査表」との齟齬が10%以上の場合は、バイノスの経理担当者がただちに工事部及び工事担当取締役役に報告し事実確認を求めると同時に、バイノスの財務担当取締役役に対しても差異調査表にて報告しております。その後、平成26年8月から10月まで毎月、内部監査室が証憑の検証、現場実査等の手法により、バイノスにおける各作業現場の運用がRCMに基づき適切に実施されているか検証しています。具体的に、平成26年8月の内部監査では、平成25年10月から平成26年6月までに作業を行った宅地除染3現場、道路除染3現場、合計6現場のすべての証憑をF県及び東京都内にあるバイノスの事務所から当社本社に取り寄せ、そのうち52のサンプルを無作為に抽出し、検証しました。また、同年9月の内部監査では8月に作業があった現場全ての証憑を、同年10月の内部監査では9月に作業があった現場の証憑を検証しました。

- (3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備（不適正開示の発生原因の分析（3）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

リスク管理委員会は従前、主として当社グループ全体のリスクについて、審議・検討を行ってまいりましたが、今後はそれらに加えて、翌月の当社取締役会において付議予定の新規の投融資を含む資本提携及び新規事業に係る業務提携等の個別具体的なリスクについて、取締役会に先立って、リスクカテゴリー、管理すべき各種リスクの定義及び管理手法を記載したリスク分類表に基づくスクリーニング等の手法を用いたリスクの洗い出しを行うことといたします。

リスク管理委員会は、当社役員及び各部門の長等を構成員とし、会議体として、リスクの洗い出しを行い、リスク管理委員会で識別されたリスクを網羅的に取締役会に報告するとともに、取締役会において当該リスクを評価いたします。

出資を伴い、かつ異業種のような新規事業へ参入する場合については、管理部関係会社管理グループを主管とし、出資を伴わない場合には、事業の類似性やアライアンス等を総合的に鑑み、最も適した既存部署が主管となります。

また、従前より実施の財務及び法務の買収監査に加えて、異業種のような新規事業へ参入する場合は外部のビジネスデューデリジェンスも実施し、当該事業のビジネスリスクを把握し、当社取締役会に上程します。

今後、子会社等における売上計画は、取引先又は顧客等の動向を多角的に調査した上、業務の担当者が作成し、当該業務を主管する取締役、経理担当者、財務担当取締役がそれぞれ独立して検証し、当社は、子会社等の財務担当取締役にヒアリングを行い、子会社等にとって、無理のない売上計画であるか等の検証を当社として行ってまいります。

【実施・運用状況】

当社役員及び各部門の長等を構成員とするリスク管理委員会（月 1 回開催）において、各部門の長が構成員となっていることを活かして業務上のリスクを中心に議論を行う一方、取締役会では、法務及び財務の専門家が構成員になっていることを活かし、法務リスク及び財務リスクを中心に議論を行うこととしました。当初は、【改善報告書に記載した改善措置】に記載のとおり、リスク管理委員会でリスクの洗い出しを行い、リスク管理委員会で識別されたリスクを網羅的に取締役会に報告するとともに、取締役会において当該リスクを評価するという、同じリスクを 2 段階でスクリーニングをする方法を考えておりましたが、より効率的かつより深くリスクを検討するため、リスク管理委員会と取締役会とでその構成員の専門性に応じリスクのスクリーニングをする方法といたしました。

また、リスク管理委員会が取締役会の決議に先立ちリスクを洗い出す組織であることを明確にするため、リスク管理規程からリスク管理委員会に関する事項を切り離し、新たにリスク管理委員会規程を制定いたしました。これに伴い、リスク管理規程を平成 26 年 9 月 19 日付で改定・施行するとともに、リスク分類表に基づき討議しリスクの洗い出しを行う運用を開始しました。今後も運用状況を確認しながら、より精度が高く、網羅性のあるリスク分類表の改定に取り組んでまいります。

もっとも、改善報告書提出後、新規の投融資を含む資本提携等の事案はあるものの、現時点までにおいて、出資を伴い、かつ異業種のような新規事業に参入する事案が生じていないことから、外部のビジネスデューデリジェンス実施の事例はありません。

また、改善報告書の提出以降、現時点までにおいて、子会社等において、当社連結業績に影響を与える売上計画を策定又は変更した実績はありませんが、今後、策定又は変更する場合は、取引先又は顧客等の動向を多角的に調査した上、業務の担当者が作成し、当該業務を主管する取締役、経理担当者、財務担当取締役がそれぞれ独立して検証し、当社管理部関係会社管理グループは、子会社等の財務担当取締役にヒアリング等を行い、子会社等にとって、無理のない売上計画であるか等の検証を当該作成資料を基に当社として行ってまいります。

（４）過剰な接待に依存する営業手法の禁止（不適正開示の発生原因の分析（５）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

バイノスにおける接待交際費に関する社内規程の見直しを行いました。従来同社役員の一部に付与されていた特別な交際費枠を撤廃し、平成 26 年 4 月より親会社である当社の基準に準じて、飲食に係る交際費の上限を全役員一律 1 回 20 万円までとし、過剰な接待に依存する営業手法を禁止いたしました。

また、G 氏において、恣意的に請求書を分割して 1 回の接待交際費の額を少額に見せかける等の手法により規程違反の発覚を免れていた事実を踏まえ、接待交際費の経費申請に際しては、請求書、経費精算書及び領収書等を受領した経理担当者が参加者、日付、利用場所等関係者へのヒアリングを行い、事実関係を把握すべく整合性を厳格

にチェックしてまいります。

なお、当社におきましては、従前からの基準を今後も遵守し、子会社（関係会社）役員に対しても周知徹底し、適切な営業手法を一層推進してまいります。

【実施・運用状況】

【改善報告書に記載した改善措置】記載のとおり、平成 26 年 4 月 23 日付のバイノスの取締役会においてバイノス役員の一部の役員に付与されていた特別な接待交際費枠を撤廃することを周知し、平成 26 年 6 月 26 日付のバイノスの取締役において、当社の基準に準じて飲食にかかる交際費の上限を全役員一律 1 回あたり 20 万円までとする規程の変更を行いました。

バイノスの役職員が事前に飲食にかかる交際費を使用することがあらかじめ判明している場合には、バイノスの経理担当者が連絡を受けたうえで経費を使用しておりますが、そのような連絡がない又は難しい場合にも、事後的に提出を受けた経費精算書及び領収書をもとに、バイノスの経理担当者が交際費に該当すると判断した場合には、経費精算書記載の参加者、日付、利用場所等を確認し、無作為に抽出した関係者への連絡による確認及び申請者に対するヒアリング又はメール等で確認を通じ、事実関係を把握すべく整合性を厳格にチェックする運用を平成 26 年 7 月末締め分より開始しております。このような結果、現時点までに経費の不正使用その他事実が判明した事案はありません。

他の当社子会社及び関連会社役員に対しても、接待交際費支出に関する基準の遵守、過剰な接待に依存する営業手法を回避するよう平成 26 年 6 月 20 日開催の当社グループ会議で周知しております。なお、他の当社子会社・関連会社への確認の結果、バイノス以外の子会社及び関連会社においては、1 回あたり 20 万円以上を想定している会社はありませんでした。

また、バイノスにおいては、今回の不適正な売上計上に係る会計処理及び過剰な接待に依存した営業手法への反省から、利益相反にあたる事例の有無や冗費の発生状況の有無、その他会計処理手続が適正になされているか等を毎月の取締役会において報告するよう平成 26 年 7 月に取締役会規程及び組織規程を改定・施行しました。

（５）監査役会室の設置及び内部監査室の拡充（不適正開示の発生原因の分析（２）及び（６）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

監査役会の直下組織として２名体制で監査役会室を新設いたしました。なお、平成 27 年 5 月 25 日付で、監査役会室員が内部監査室長に就任したため、同日付をもって監査役会室は１名体制となっております。もともと、本件不適正な売上計上の発覚した時点で 12 社あった当社の子会社・持分法適用関連会社が、現在では 8 社になっているほか、今後も企業価値向上に向けた適切な事業ポートフォリオの再構築や効率化を目指し、必要に応じて、連結子会社を含めた企業再編を行っていく方針であります。

そのため、従前と比べると、監査役会室の負担は相対的には減少しており、関係会社の数及び質的・量的重要性に著しい変化がない限りにおいては、1名体制でも適切に職務を遂行することが可能と考えております。

内部監査室は当社及び当社関係会社の組織運営、業務管理全般の内部統制制度を監査し、監査役会室は各関係会社の個別の監査役監査業務を担います。従前行っていた当社監査役等による関係会社の監査役の兼務は原則として取りやめ、新設の監査役会の下部組織である監査役会室員が関係会社の監査役に就任し権限を委譲することで、関係会社への監査をより強化してまいります。(なお、例外として、バイノスについては、本件不適正な会計処理を受け、当社常勤監査役が監査役に就任するほか、当社常勤監査役が従前から監査役を兼務している当社の連結子会社1社についても、平成27年6月開催予定の同社の定時株主総会までの間、引き続き、その職を務めます。)

以上により、監査役会は専ら当社単体の監査及び当社グループの連結監査を担うことで、監査範囲の分掌を明確化し、監査体制を強化してまいります。

さらに、内部監査室の陣容を拡充し、監査時に検証する対象サンプルを増やして不正や誤謬の早期発見に繋げるため、平成26年6月20日開催の取締役会において、新たに司法書士事務所における登記手続や総務部門におけるプライバシーマーク取得・更新の経験等業務経験豊富な人材1名の新規採用を決議し、3名体制といたしました(平成26年7月22日付採用済)。

また、内部監査の手法に関し、当社の内部統制監査においては従来からRCMを基に監査を進めております。発生件数に応じてサンプル抽出による確認を行っていましたが、本件を受け、サンプル件数の増大及び内部監査室からの要請に基づき提出された資料のみを正とせず、抜き打ちでの監査により資料収集を行う等監査手法を強化するため、内部監査調書作成マニュアル等の変更をいたしました。今後も更なる内部監査体制の強化に向けて、適宜変更を加えてまいります。

また、従前は内部監査室が每期首に原則としてすべての事業拠点を対象に内部監査を行う旨の内部監査計画を策定し、取締役会に報告した後、取締役会はこれを決議し、内部監査室は毎月開催の定時取締役会における内部監査報告において報告を行っていましたが、個別の事業拠点における監査対象の選定について、内部監査計画の策定時及び内部監査報告時において取締役会で議論しておりませんでした。しかしながら、不適切な監査対象の選定やRCMの変更が行われたことを踏まえ、監査対象についても取締役会において十分に審議するとともに、RCMを現業部署からの要請により変更する場合には、何らかの不正の意図を持って要請している可能性を前提とし、変更部分に関する調査を抜き打ちで行う等してまいります。

加えて、内部監査室が月次の内部監査報告を取締役会に行うにあたっては、管理部長と常勤監査役の事前承認を得なければならないかのような書面を用いて運用されておりましたが、今後は組織図どおり、取締役会直属の部署として、業務執行部門から独立して取締役会に報告を行えるよう平成27年6月1日から報告書面を改めました。なお、今後は監査役と連携を保ちつつも、独立して監査業務を遂行してまいります。

【実施・運用状況】

【改善報告書に記載した改善措置】記載のとおり、平成26年7月に2名体制の監査役会室を設置し、各関係会社の個別の監査役監査業務を監査役会室が担当する体制の構築に着手いたしました。当社監査役等による関係会社の監査役の兼務は原則として取りやめ、監査役会室員が関係会社の監査役に就任することで、関係会社への監査をより強化すべく、順次関係会社の監査役の変更を行っており（バイノスについては当社監査役会との連携を深めつつより強固な監査体制の確立を図るため当社常勤監査役が同社の監査役に就任しており、他の連結子会社であるジャパン少額短期保険株式会社も同社の事情から例外的に平成27年6月に開催予定の同社定時株主総会までの間、当社常勤監査役が同社の監査役に就任しております）、各子会社の監査報告を月1回の監査役会にて共有しております。

内部監査に関しては、【改善報告書に記載した改善措置】記載のとおり内部監査室の陣容拡充に伴い、監査時に検証するサンプル件数の増大を図るとともに、平成26年8月以降は、平成26年8月に変更した内部監査調書作成マニュアルに従って内部監査を実施しております。

また、現時点までにおいて、現業部署からRCMについて変更の要請を受けた事案が1件発生したものの、単に書類名を変更するにすぎないものであったため、内部監査室が抜き打ち調査を行った実績はありませんが、今後はRCMの変更にかかわらず、必要に応じて実施してまいります。

（6）関与者の社内処分並びに常勤監査役及び内部監査室長の就任（不適正開示の発生原因の分析（8）及び（9）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

① 関与者の社内処分

平成27年5月25日の当社取締役会で、以下の社内処分を決議しました。

ア D氏

平成27年6月から平成27年8月までの間、現在、在籍する企業における月額給与の10%を自主返上いたします。

イ G氏

会社法第429条の規定により、当社として、同氏のバイノス取締役としての責任を追及し、これまでの第三者委員会等に要した費用を損害額としてその損害の賠償を求める訴訟の提起を検討しております。

ウ B氏

会社法第423条の規定により、当社として、同氏の当社取締役としての責任

を追及し、これまでの第三者委員会等に要した費用を損害額としてその損害の賠償を求める訴訟の提起を検討しております。

エ C氏

平成 27 年 5 月 25 日付で当社の取締役を辞任しました。

オ J氏

平成 27 年 6 月 30 日付で当社の監査役を辞任する旨の辞任届を受理しました。

カ K氏

平成 27 年 5 月 25 日の当社取締役会で就業規則に基づく降格処分を課すことを決議しました。なお、K氏からは、平成27年7月7日をもって退職する旨の退職届を受理しており、平成 27 年 5 月 25 日から同 7 月 7 日までの間、有給休暇を消化した後、退職する予定であります。

キ A氏

当社代表取締役であるA氏は、第一次第三者委員会及び第二次第三者委員会の結果を受け、既に平成 26 年 9 月から平成 26 年 10 月までの間、当社における月額報酬の 30%を減額しているほか、第三次第三者委員会の結果を受け、平成 26 年 12 月に、当社における月額報酬の 10%を減額しております。

また、J氏及びK氏の指示を受け、メールアドレスの消去を行った複数の従業員から少なくとも平成 26 年 11 月ごろには、メールアドレスを消去した旨の報告を受けたにもかかわらず、その後、社内で調査を行う等、適切な対応を取らなかった等を含む本件不適正な売上計上の道義的な責任を感じており、平成 27 年 6 月から平成 27 年 8 月までの間、当社におけるA氏の月額報酬の 10%を減額したい旨の申出を受けました。当社はこれを了承し、平成 27 年 6 月から平成 27 年 8 月までの間、当社におけるA氏の月額報酬の 10%を減額することを平成 27 年 5 月 25 日開催当社取締役会で決議しました。

ク M氏

平成 27 年 6 月から平成 27 年 8 月までの間、当社におけるM氏の月額報酬の 10%を減額いたします。

ケ N氏

平成 27 年 6 月から平成 27 年 8 月までの間、当社におけるN氏の月額報酬の 10%を減額いたします。

J氏及びK氏の指示を受け、メールアドレスの削除を行っていた当社従業員計 7 名

は、当時の職責、関与の状況等を総合的に勘案し、社内規定に基づき処分を行ないました。

② 常勤監査役及び内部監査室長の就任

当社常勤監査役である J 氏が平成 27 年 6 月 30 日をもって当社監査役を辞任するため、平成 26 年 12 月 25 日開催の当社第 18 回定時株主総会において、新たに監査役に選任された吉岡徹郎氏が平成 27 年 5 月 22 日付で常勤監査役に就任しております。

また、K 氏に代わって、平成 27 年 5 月 25 日付で監査役会室員が内部監査室長に就任しております。

(7) メールデータ管理体制の見直し（不適正開示の発生原因の分析（7）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

第三者委員会や内部調査委員会等による調査のほか、税務調査、監査役監査、会計監査、内部監査による監査その他これに準ずる調査を受けるにあたって、仮に当社、各主管部又は自己その他利害関係を有する者にとって不都合なメール、文書その他電磁的記録に準ずる物件の存在が確認されたとしても、これを消去することを禁止します。なお、平成 27 年 6 月 22 日開催の取締役会において、業務命令を決議し、同日、電子掲示板で周知し、同日から運用を開始します。

平成 27 年 1 月から当社役職員がメールを送受信する際、バックアップサーバーを介して送受信されるよう設定したため、万一、業務命令に反し削除した場合にも、情報システム部門が事後的に当該メールを抽出できる環境を整えました。メールデータの消去は、いずれもこれらの措置を講ずる前に起こった出来事であることから、今後もこれらの措置を継続的に実施していくなかで、原則として各部署に対し、年 1 回行う内部監査において、サンプリング調査を行う等をし、その効果を検証してまいります。

(8) コンプライアンス意識の徹底（不適正開示の発生原因の分析（8）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

平成 26 年 9 月 1 日運用開始を目指して現在、当社グループのコンプライアンスの指針となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定中であり、コンプライアンス体制を構築するための種々の「コンプライアンス・プログラム」の導入についても検討しております。当社シニアマネージャー以上の従業員及び関係会社の代表取締役と財務担当取締役を中心として開催しております当社グループ会議（年 1 回以上開催、次回平成 26 年 10 月 3 日開催予定）におきまして、関係法令の解説やコンプライアンス違反の事例学習等を議題に含めた顧問弁護士による講習も実施していましたが、次回の平成 26 年 10 月 3 日開催予定のグループ会議におきましては、この「コンプライアンス・マニュアル」を教材としての講習会を予定しております。

また、一層の教育機会の拡充のため、対象範囲を当社グループ全役職員に拡大した

顧問弁護士によるコンプライアンス研修会を、平成 26 年 7 月 25 日に緊急開催いたしました。当研修会では、従来発表しております「JBR グループ行動基準」の周知徹底のため、全役職員携行用のカードを作成、配布いたしました。経営理念に基づき、当社グループの役員及び従業員が、企業の社会的責任を深く自覚し、法律・法令や社会的規範を遵守するだけでなく、高い倫理観に基づき、社会的良識に従って行動することが当社グループの健全な発展に不可欠との認識の下に、日常の業務遂行において遵守すべき基本事項を定めたものであり、常に携行することにより、今後、更なるコンプライアンス意識の醸成に努めてまいります。

加えて、監査及び管理部門におけるコンプライアンスの拡充のため、監査役会室、内部監査室、管理部法務グループ、管理部人事総務グループ及び管理部関係会社管理グループ所属の社員 10 名（平成 26 年 8 月 22 日時点）が、平成 26 年 7 月よりコンプライアンスオフィサー・アドバイザー資格取得に向けた通信教育の受講を開始しております。

さらに、当社グループ役職員に対し、従前より実施してまいりました年 1 回の日本取引所自主規制法人による「インサイダー取引防止の徹底に向けた出張セミナー」（平成 26 年 8 月 5 日開催済）、及び「プライバシーマーク定期教育セミナー」（平成 26 年 7 月 23 日開催済）を今後も継続的に実施いたします。

当社は、前述のとおり、平成 26 年 8 月 22 日に両取引所に対して提出した改善報告書に従い、「コンプライアンス・マニュアル」「第 19 期 コンプライアンス・プログラム」に基づく各種研修会を複数回にわたって開催し、コンプライアンス・アドバイザー資格の取得及びコンプライアンス・オフィサーの資格取得に向けた通信教育の受講を開始しております。直近では、平成 27 年 1 月にコンプライアンス・セミナーを開催しておりますが、経営陣はもとより従業員も不正の端緒を発見したならば、進んで経営陣に報告し、経営陣はそれを隠ぺいするのではなく、事実を直視し、厳正に対処する勇気を涵養することを目的とし、平成 27 年 7 月に公認会計士・公認不正検査士であり、当社の社外取締役である宇澤亜弓氏によるコンプライアンス・セミナーを開催する予定であります。

【実施・運用状況】

改善報告書提出時において策定中であった「コンプライアンス・マニュアル」は、平成 26 年 9 月 19 日開催の当社取締役会において、「第 19 期 コンプライアンス・プログラム」とともに承認可決されました。

当社並びに関係会社の役員及び従業員に対するコンプライアンスの啓蒙に関しては、改善報告書に記載した講習、研修会のほか、平成 26 年 9 月 8 日に内部通報窓口となっている外部弁護士を講師として当社シニアマネージャー以上の従業員及び関係会社の役員を対象にコンプライアンス・セミナーを開催いたしました（当日参加者数 29 名）。また、同年 10 月 3 日開催の当社グループ会議において、「コンプライアンス・マニュアル」を教材とした講習会を実施し、平成 27 年 1 月 29 日においても当社及び当社子

会社又は関連会社全役職員を対象としたコンプライアンスをテーマにした顧問弁護士による講習を実施いたしました（当日受講者数 39 名、後日DVD受講者数 133 名）。当社の役職員につきましては、全員が受講を終えておりますが、本件不適正な会計処理が子会社で発生した事実を重く受け止め、子会社の役職員につきましても、管理部長等がオブザーバーとして子会社の取締役会に出席する際に、子会社の取締役に対し積極的な受講を求めるとともに、当社内部監査室が子会社に対して原則として年 1 回行う内部監査において受講状況を検証する等、当社グループ全体にコンプライアンス意識の徹底を求めてまいります。

コンプライアンスオフィサー・アドバイザー資格の取得に関しては、当社監査・管理部門所属の社員 12 名のほか、関係会社の財務担当取締役 6 名も通信教育の受講を開始いたしました。平成 26 年 12 月 7 日には、受験資格者 1 名が認定コンプライアンス・アドバイザーの試験を受験しております。コンプライアンス・アドバイザー資格取得後も、上級資格でありますコンプライアンス・オフィサー資格取得に向けて対応を行う予定です。

また、日本取引所自主規制法人による「インサイダー取引防止の徹底に向けた出張セミナー」（平成 26 年 8 月 5 日開催済）、及び「プライバシーマーク定期教育セミナー」（平成 26 年 7 月 23 日開催済）につきましては、今後も継続的に受講してまいります。直近では、日本取引所自主規制法人が東京で開催するインサイダー取引を巡る動向をテーマとした「第 7 回上場会社コンプライアンス・フォーラム」（平成 27 年 3 月 2 日開催済）や、企業価値の向上のためのコーポレート・ガバナンスをテーマとした「上場会社セミナー2015」（平成 27 年 3 月 11 日開催済）へ当社役員が参加いたしました。これらの参加とは別に、当社社外取締役を講師として不正会計の事前予防、早期発見に関する研修の開催も検討しております。このように、多岐にわたる分野の研修を受講することで、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図ってまいります。

(9) 当社取締役会の活性化（不適正開示の発生原因の分析（10）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

当社は、これまで社外取締役の選任の実績がありませんでしたが、平成 26 年 12 月末の当社定時株主総会において、コンプライアンスに精通し、会計及びガバナンスについても卓越した能力のある人材を社外取締役として招聘し、取締役会の一層のガバナンスの確立を目指すとともに、当社取締役自らが不正リスクを認識、評価すべく、東京証券取引所開催上場会社向けセミナー・経営層向け研修プログラム等に当社取締役を積極的に参加させる等、取締役の意識改革に努めてまいります。

また、当社監査役会は、法定の定員を上回る 4 名で構成されており、公認会計士 2 名、税理士 1 名の専門家を含んでいるところ、監査役がこれまで以上に積極的に取締役会に出席、発言することにより、取締役会のさらなる活性化を図ってまいります。

なお、平成 26 年 12 月 25 日株主総会終結の時をもって当社監査役 F 氏が辞任したこ

とから、補欠として吉岡徹郎氏を選任しております。平成 27 年 6 月 30 日付で J 氏が監査役を辞任するため、監査役会は 3 名（うち、公認会計士 1 名、税理士 1 名）で構成されることとなりますが、吉岡氏は、静岡県の要職を歴任し、また他の会社の代表取締役として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、また、その他の 2 名については、会計や税務、法務等、それぞれが高い知識を有していらっしゃることから、法定定員であっても十分に職務を遂行していただけたと考えております。

(10) コーポレート・ガバナンスの強化（不適正開示の発生原因の分析（9）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

今後は、A氏を含む全取締役が、取締役として他の取締役に対する相互牽制・相互監視義務を負うことを再認識するとともに、自らが担当する業務以外の業務に関して、担当取締役に一任するのではなく、自らも主体的に関与できるだけの見識の獲得と自由に発言できる雰囲気の醸成に努めてまいります。当社は、前述のとおり、平成 26 年 8 月 22 日に両取引所に対して提出した改善報告書に従い、当社経営陣は研鑽を目的として、経営層向け研修プログラムを複数回にわたって利用しているほか、平成 26 年 12 月 25 日開催の当社第 18 回定時株主総会において、公認会計士・公認不正検査士の宇澤氏及び弁護士の熊谷真喜氏が新たに社外取締役に就任して以降、従前の取締役会とは異なる次元の議論が展開されている点も踏まえ、今後も当社経営陣、とりわけ業務執行取締役がより充実した知識を獲得し、コンプライアンスを重視した経営を実践できるような体制を率先して構築してまいります。特に平成 26 年改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードに関する理解を深めることは、もはや上場企業の経営陣であれば必須であると認識しており、より深い内容の知識の習得に努めてまいります。

また、取締役会の議論を充実させ、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、書面決議は議案の重要性、決議に至るまでの経緯、緊急性等を考慮し、やむをえない場合に限り行うこととします。仮にやむをえず、書面決議を行うとしても、事前に取締役会を開催して十分に議論したうえ、その議論の前提となる事実の重要な点において重要な変更がないことを条件に行います。

(11) 経営者とのコミュニケーション機会増大と内部通報に準ずる通報相談を受けた場合における役職員の対応義務の明文化（不適正開示の発生原因の分析（10）に対応）

【改善報告書に記載した改善措置】

当社グループの役職員による外部機関への通報を嚆矢として本件不適正な売上計上が発覚して以降、A氏と当社及び当社グループの役職員とのコミュニケーション機会を増大させ、当社及び当社グループの役職員に対する内部通報制度の周知に努めておりましたが、今後も経営者とのコミュニケーション機会を増大させるとともに、内部通報制度の周知を徹底し、風通しのよい職場環境の醸成に努めてまいります。

また、当社従業員が内部通報制度運用規程に則り外部弁護士に通報相談するのではなく、当社取締役に対して直接、通報相談した場合の当該当社取締役の対応に問題が

あったことを受け、平成 27 年 6 月 22 日付で内部通報制度運用規程を改定し、当社従業員が当社役職員に対して直接、通報相談した場合に、当該当社役職員に対し、適切な対応をとることを求める対応義務を課すこととします。これにより、当社従業員から通報相談を受けた当社役職員は、内部通報制度運用規程に則り内部監査室に通報相談し、通報相談を受けた内部監査室が取締役会に報告する等、内部通報制度運用規程に基づき適切に対応してまいります。なお、内部通報制度運用規程を改定した旨の周知は、平成 27 年 6 月 22 日付で社内の電子掲示板を用いて行い、改定後の内部通報制度運用規程に関する研修は、平成 27 年 7 月に宇澤氏によるコンプライアンス・セミナーを開催時に行う予定であります。

【実施・運用状況】

平成 26 年 12 月 25 日開催の当社第 18 回定時株主総会において、宇澤重弓氏と熊谷真喜氏が新たに社外取締役として選任されました。

宇澤氏は公認会計士の資格を有し、会社の財務・会計に精通していること、証券取引等監視委員会主任証券取引特別調査官・開示特別調査統括官を歴任し、最高検察庁金融証券専門委員会参与の経験があり、企業不正の防止対策、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に精通していることから、当社の現状の課題の対応に関し、的確な指導・提言を得られるものと期待しております。

熊谷氏は弁護士の資格を有し、企業法務に精通し豊富な経験と法律知識を有しており、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどに精通していることから、当社の現状の課題の対応に関し、的確な指導・提言を得られるものと期待しております。

また、同株主総会において、株主による信任の機会を増やすことにより、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できるよう機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮すべく、当社定款の一部変更を決議いたしました。

これらの新役員の就任により、これまでの取締役会にはなかった弁護士、不正会計検査士というそれぞれの専門的な観点からの指摘を受けることができたほか、新役員に対して既存事業を説明することで、社外というより顧客に近い視点からの既存事業の問題点の指摘を受けると共に、事業部長である取締役らも、再度自らの事業を見つめ直すことができ、議論自体もより成熟したものになりました。

以上のほか、当社経営陣の研鑽を目的として、経営層向け研修プログラムを利用いたしました。平成 26 年 9 月 5 日及び 9 月 18 日開催の東京証券取引所主催経営層向けプログラム「企業経営と資本市場―企業価値向上経営の意義と実戦に向けて―」を当社取締役 3 名と幹部社員 1 名が受講、同年 9 月 16 日開催の公益社団法人日本監査役協会主催の法律講座「取締役の義務・責任と監査役監査の留意点」を当社取締役 5 名と幹部社員 7 名が受講いたしました。今後も同様の機会を積極的に利用して役員及び幹部社員の経営能力のさらなる向上を目指してまいります。

Ⅲ. 改善報告書提出後における新たな事象

1. 関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備が発覚するに至った経緯・原因

(1) 関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備が発覚した経緯及び第三者委員会の設置

① 第三次第三者委員会の設置

当社グループの元役職員（以下、「告発者」といいます。）が、外部機関に対し、平成26年10月20日付文書（以下、「本件告発文書」といいます。）を提出し、当社に対しても同文書を提出しました。本件告発文書は、A氏がC氏及びD氏に対しバイノスにおける不適正な売上計上を指示していたこと、A氏が個人で多額の出資を行っているZ社（旧商号：株式会社Z[〃]）とバイノスとの取引を強要したこと、A氏が個人的に資金を提供している先が存在すること、A氏が当社の従業員をポケットマネーで海外旅行に複数回連れて行っていること等を内容とするものでした。

会計監査人TMは、本件告発文書を受けて、平成26年10月25日付書面（以下、「本調査着手依頼文書」といいます。）により、当社に対し、本件告発文書に記載のある事実関係について、当社グループ等から独立した委員のみによって構成される第三者委員会による調査に速やかに着手するよう申し入れを行いました。本調査着手依頼文書によると、会計監査人TMは、本件告発文書に記載された内容のうち、特に懸念すべき事項として以下の点を挙げました。

- i A氏個人によるZ社への出資の有無及び子会社・関連会社への該当の有無
- ii 関連当事者の範囲の網羅性
- iii iを含むA氏個人による出資等の資金の流れ
- iv バイノスの不適正な会計処理に対するA氏の関与の有無

当社は、本調査着手依頼文書を受けて、平成26年10月29日、これらの事項に関する事実関係を明らかにすべく、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三次第三者委員会を設置いたしました。なお、本件告発文書に記載された内容のうち、第三次第三者委員会の調査対象外となる事項については、当社の監査役会において事実関係の調査を行っております。

第三次第三者委員会の調査目的及び構成は以下のとおりです。

<調査目的>

- ア A氏個人によるZ社への出資の有無及び同社の当社子会社・関連会社への該当の有無
- イ A氏個人による出資又は融資に関する関連当事者の範囲の網羅性
- ウ A氏個人による出資、融資、遊興費等に係る資金が当社グループから不適正に流出されたものであるか

エ バイノスの不適正な会計処理に対するA氏の関与の有無

<委員会の構成>

委員長：嶋寺 基（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

委員：倉持 大（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

委員：泉 範行（泉会計事務所 公認会計士）

② 関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備の発覚

第三次第三者委員会から平成26年11月10日付に調査報告書が提出され、調査目的ア、ウ及びエの事実につき該当せず、又は事実関係が否定されました。また、イのA氏による出資等に伴う関連当事者の範囲の網羅性については開示対象となる取引は存在しないと認められ、有価証券報告書等に記載すべき関連当事者の注記は過去においても不要であったと判断されたものの、関連当事者の範囲の網羅性を担保する必要があるとの指摘があり、これを受け、当社は関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスに不備があったものと判断いたしました。

（2）関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備の概要

① 前提条件

関連当事者の網羅性が調査目的として掲げられたのは、A氏個人による投融資によって当社の関連当事者となる可能性のある者との取引が、当社の有価証券報告書に記載されていない（あるいは記載が予定されていない）可能性があるとの問題意識に起因しているため、第三次第三者委員会の調査はA氏個人の投融資（一般事業会社19社、個人3名）の影響による関連当事者の範囲の網羅性を調査対象としました。

② 関連当事者の判断基準

検討にあたっては、関連当事者の開示に関する会計基準（以下、「関連当事者会計基準」といいます。）及び関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（以下、「関連当事者適用指針」といいます。）に基づくものとしました。

関連当事者とは関連当事者会計基準5（3）に規程があり、下枠のとおりですが、今回、親会社（同ア）、親会社グループ（同ウ、エ）は、当社の株主の状況から検討の対象とはしておりません。

関連当事者会計基準5（3）

（3）「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。

ア 親会社

イ 子会社

ウ	財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
エ	財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社 (以下「その他の関係会社」という。)並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
オ	関連会社及び当該関連会社の子会社
カ	財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
キ	財務諸表作成会社の役員及びその近親者
ク	親会社の役員及びその近親者
ケ	重要な子会社の役員及びその近親者
コ	カからケに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
サ	従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。)

なお、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員及びその近親者並びにこれらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社を除く。

以上の基準をもとに、A氏個人の投融資先が当社の関連当事者にあたるかどうかの判断を行いました。

③ 関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務プロセスの不備の認識

その結果、第三者委員会は、A氏が出資又は貸付を行った調査対象の一般事業会社19社及び3個人のうち4社については、当社の関連当事者に該当しないと判断いたしました。また、3社については、当社の関連当事者として取り扱うべき明確な理由はないものと判断しました。残りの一般事業会社12社3個人については一部について資料保管が不完全だったものもあり明確なエビデンスを確認できなかったものの、いずれも代替的な資料をもって事実関係を確認し関連当事者に該当しないと判断いたしました。したがって、これらの法人との取引について、当社の財務諸表における関連当事者取引として注記を行う必要はないものと判断いたしました。

V社については、A氏がV社の株式の100%を保有し、かつ、資金の過半を提供していた期間について当社の子会社に該当していた可能性も否定はできないものの、実質的にみるとA氏による個人的な投資が休眠会社であったV社で処理されたに過ぎないと考えられるため、第三者委員会は、当社の子会社に該当しないという評価が合理的であると判断しました。仮に関連当事者に該当するとしても、V社と当社及びその子会社又は関連会社との取引は存在せず、開示対象取引は存在しないと認められるため、関連当事者としての注記は過去においても不要であったものと考えられます。

当該結果に基づき、当社は、調査対象の一般事業会社19社及び3個人について

関連当事者に該当しないと判断し、また仮にV社が関連当事者に該当するとしても当社及び当社の子会社又は関連会社の間で過去においても取引は存在しなかったことから注記についても不要と判断いたしました。

このように、第三次第三者委員会の調査によって、従来当社では把握していなかった関連当事者に該当する可能性のある者が存在することが確認されました。A氏がいわゆるエンジェル投資家として、ベンチャー企業に対する出資又は融資、企業家に対する融資等を行っていること自体は、何ら誹りを受けるべきものではないと考えておりますが、そのような個人的な出資又は融資を行う場合には、当該投資又は融資により、相手方が当社の子会社、関連会社又は関連当事者に該当する可能性があるということを十分に考慮する必要があったと認識しております。

この点、A氏が当社管理部に提出した関連当事者確認書、当社が会計監査人 TM に提出した経営者確認書等の書類には、今回の検討対象となった法人について当社の子会社、関連会社又は関連当事者として認識している旨は記載されておりました。しかしながら、仮に第三次第三者委員会の調査の対象とした法人が子会社又は関連会社に該当するとしても、連結子会社として取り扱う必要性があると断定することはできず、また、関連当事者の範囲に遺漏があったとしても、開示対象取引の存在は認められないことからすると、A氏が故意に、子会社、関連会社又は関連当事者に該当する者を隠匿したとまでは認められないと判断いたしました。

2. 発生原因の分析

(1) 関連当事者確認書における確認内容の不完全性

当社及び当社連結子会社の取締役が当社管理部に半期ごとに提出している関連当事者確認書は、当社及びその連結子会社と取引をしている法人について、「自ら又はその2親等以内の親族が実質的に支配（持株比率 50%以上）している法人」がないことを取締役が確認する内容となっております。この点、前記のとおり、関連当事者の範囲は、取締役又はその近親者の持株比率 50%以上の法人に限られるものではないため、関連当事者確認書における確認内容が不完全であったと考えられます。

(2) 取締役の自覚の欠如

子会社、関連会社又は関連会社への該当性の基準については、上場会社の取締役であれば当然に備えておくべき基本的な会計に関する知識であり、この意味で、A氏は上場会社の代表取締役としての自覚を欠く部分があったと批判されることもやむを得ないものと考えております。

(3) 当社管理部門における関連当事者の把握方法の不十分性

当社管理部門は、取締役就任初年度については管理部門が出向く等、直接会って制度の説明及び記入方法の説明を行っておりました。しかし2年目以降については、関連当事者確認書を手渡しするのみで、特段説明を行っていませんでした。また、関連当事者確認書を回収した後においても、記載の有無等の形式的なチェックのみで実体に踏み込んだ確認を行っていませんでした。とりわけ管理部及び経営企画室において、A氏が個人的に出資又は融資を行っている事実を知っていた又は容易に知り得る状態にあったと考えられ、十分に確認するとともに、出資又は融資に関する証憑を徴求すべきであったと考えられます。

3. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

(1) 関連当事者確認書の見直しによる網羅性の担保

平成26年12月に関連当事者確認書を変更し、従来の「自ら又はその2親等以内の親族が議決権の過半数を自己の計算において所有する会社及びその子会社」がないことに加えて、会計基準より網羅的な基準として、取引の有無にかかわらず、「自らと緊密な関係がある者又は自らの意思と同一内容の議決権を行使すると認められる者を合わせて15%以上の議決権を有している会社」がないことを確認する内容としました。その後平成26年12月15日までに、当社及び当社連結子会社の取締役全員が、新書式での関連当事者確認書を用いて報告を行いました。

(2) 取締役による関連当事者の申告漏れの防止

① 取締役会における報告の義務化

従前より、当社及び当社連結子会社の取締役に対し、関連当事者確認書を半期ごとに徴求しておりましたが、当社管理部における決算業務との重複等による把握漏れを防ぐため、新たに関連当事者に該当する者の存在を確認したとき、又は該当する恐れが生じたとき、若しくは該当しなくなったときには、毎月の当社定時取締役会において、各取締役に報告義務を課す取締役会規程の変更を平成26年11月27日付で行い、関連当事者を適時に把握できるよう体制を改めました。平成27年2月の取締役会までにおいて、新たに関連当事者に該当する者の存在を確認し、又は該当しなくなった等の報告は受けておりません。

② 関連当事者に関する研修会の実施

関連当事者の範囲、開示対象となる取引、重要性の有無等について、当社及び当社連結子会社の取締役が理解を深めることにより、関連当事者の網羅性を担保するため、公認会計士による講習会等への参加を通じて、関連当事者を適切に把握するための体制を一層確保してまいります。なお、すでに平成26年11月22日付でA氏を含む取締役5名及び管理部の幹部社員2名を対象に当該関連当事者研修会を実施（平成26年12月20日までに、子会社及び関連会社の全取締役が受講）

しており、今後も必要に応じて定期的に実施してまいります。

(3) 管理部門による関連当事者の把握体制の確保

当社管理部門、とりわけ管理部及び経営企画室において、取締役が個人的に出資又は融資を行っている事実を知っていた又は容易に知り得る状態にあったにもかかわらず、管理部門として把握できていなかったことを踏まえ、取締役に関連当事者確認書を手渡す際に、関連当事者の把握を助けるフローチャート（3月より運用開始予定）をあわせて手渡すよう運用を変更いたします。

また、管理部関係会社管理グループにおいて関連当事者確認書を回収した後においても、形式的なチェックだけでなく、取締役会での報告状況をチェックするほか、出資又は融資に起因する子会社、関連会社又は関連当事者が存在しないかにつき、十分にヒアリングを行い確認するとともに、出資又は融資の事実が確認された場合は、出資又は融資に関する証憑を徴求し、あわせて保管を行います。

IV. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

このたびの当社の不適正な会計処理により、過年度の決算数値を訂正する事態となり、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者各位に多大なご迷惑とご心配をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業として重大な責任を痛感し、深くお詫び申し上げます。

当社は、かかる事態を真摯に受け止め、今後、二度とこのような不適正な情報開示を行うことがないよう、原因究明と再発防止に向けてグループ一丸となって真摯に取り組んでまいりました。当社としましては、子会社の管理体制の見直し、適切な業務手順の確定及び運用、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の徹底等の再発防止策の実行により、グループ全体の意識が変わり、着実に効果が現れていると認識しております。

当社は、不適正な情報開示が発生しないよう今後もさらに進んだ再発防止策に真摯に取り組む、関係各位及び証券市場の信頼回復に向け鋭意努力する所存でございます。

以　上

(別紙1) 訂正による過年度業績への影響

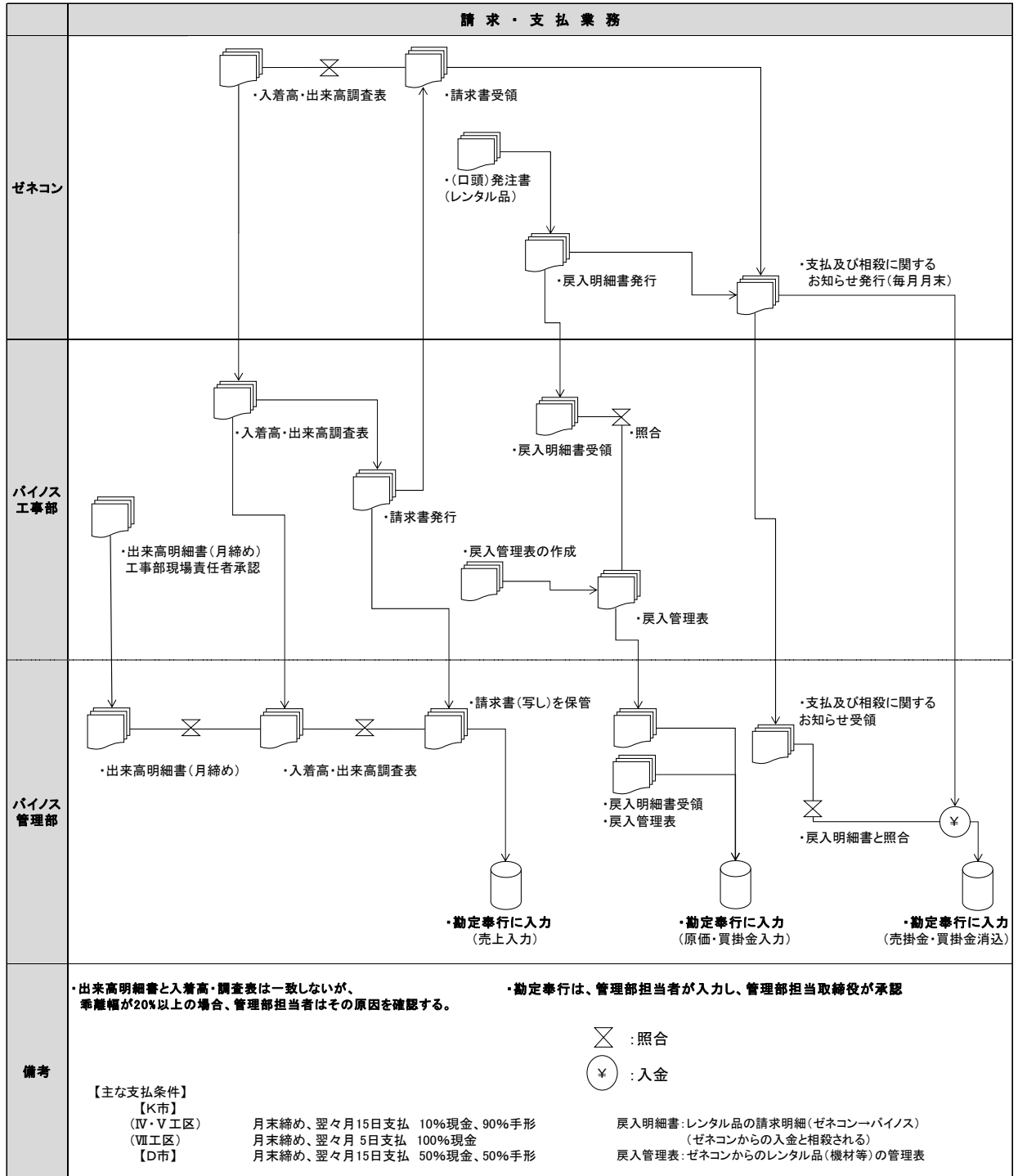
(単位：千円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	変動率 (B/A-1)
平成25年 9月期 第2四半期	売上高	4,536,115	4,536,115	-	-
	営業利益	450,327	450,327	-	-
	経常利益	415,084	415,084	-	-
	四半期純利益	302,664	302,664	-	-
	純資産額	2,760,518	2,747,314	△13,203	△0.5%
	総資産額	10,666,776	10,653,573	△13,203	△0.1%
平成25年 9月期 第3四半期	売上高	7,728,281	7,251,391	△476,889	△6.2%
	営業利益	699,163	459,466	△239,697	△34.3%
	経常利益	684,259	444,562	△239,697	△35.0%
	四半期純利益	394,588	233,120	△161,467	△40.9%
	純資産額	2,798,802	2,545,901	△252,900	△9.0%
	総資産額	11,218,229	10,960,273	△257,955	△2.3%
平成25年 9月期 通期	売上高	10,673,216	10,405,367	△267,848	△2.5%
	営業利益	737,622	189,578	△548,044	△74.3%
	経常利益	689,980	141,936	△548,044	△79.4%
	当期純利益	382,086	△486,252	△868,339	-
	純資産額	2,897,025	1,968,349	△928,675	△32.1%
	総資産額	12,422,959	11,767,138	△655,820	△5.3%
平成26年 9月期 第1四半期	売上高	2,959,256	2,545,966	△413,290	△14.0%
	営業利益	45,038	△201,120	△246,158	-
	経常利益	22,840	△223,318	△246,158	-
	四半期純利益	6,988	△232,508	△239,496	-
	純資産額	6,570,740	5,436,003	△1,134,737	△17.3%
	総資産額	15,432,957	14,448,021	△984,936	△6.4%

(単位：千円)

期間	項目	個別			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	変動率 (B/A-1)
平成25年 9月期 通期	売上高	6,498,628	6,498,628	-	-
	営業利益	571,234	571,234	-	-
	経常利益	759,722	217,484	△542,237	△71.4%
	当期純利益	410,863	△541,373	△952,237	-
	純資産額	1,938,788	986,550	△952,237	△49.1%
	総資産額	10,294,633	9,342,395	△952,237	△9.2%

(別紙2) バイノス改正フローチャート (売上計上に関する部分)



(別紙3) 改善措置の実施スケジュール

項目		8月以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
(1) 子会社の管理体制の見直し										
①派遣役員の職責の明確化 (グループ内における報告・決裁体制の再構築)	計画	平成26年6月 準備開始	文書配布による周知	運用開始						
	実行	平成26年6月 準備開始		文書配布による通知	運用開始		新たに派遣役員となった者 に対する通知を実施			
②管理関係会社管理グループの増員(1名⇒3名体制)	計画	平成26年6月 1名採用済	1名新規採用 募集中			人員募集中				
	実行	平成26年6月 1名採用済	1名新規採用 募集中		管理部門事務グループ 員の業務開始(3名体制)				1名人員補充(4名体制)	4月1日付1名採用予定
③関係会社各社の重要事項についての当社における事前承認	計画	平成26年6月窓口の一本 化通知	文書配布による周知	運用開始						
	実行	平成26年6月窓口の一本 化通知	文書配布による周知	運用準備	10月22日関係会社管理規 程の改定、施行	各関係会社からのチェッ クリスト提出	各関係会社からのチェッ クリスト提出	各関係会社からのチェッ クリスト提出	各関係会社からのチェッ クリスト提出	
④子会社及び関連会社におけるガバナンスの確認・指導の実施	計画			運用開始						
	実行		文書配布による周知	運用開始	各関係会社の取締役会へ のオブザーバー参加					
⑤内部通報制度の周知・徹底	計画		文書配布による周知							
	実行		文書配布による周知	・9月8日内部通報制度 セミナーの開催 ・9月19日内部通報制度 運用規程施行						
⑥バインスの人員体制の刷新	計画		8月25日臨時株主総会時 に選任				定時株主総会時に代表取 締役を選定			平成27年6月に当社常勤 監査役がバインズ監査役を 辞任
	実行		・8月25日臨時株主総 会時に営業担当、技 術担当、財務担当、 工事担当取締役選任 ・同日当社常勤監査役 の監査役選任				・12月18日定時取締役 会時に代表取締役を 選定 ・当社出資時の派遣役 員全員の交代			
(2) 適切な業務手順の確定及び運用										
バインスにおける売上計上方法(フローチャート)の見直し	計画	平成26年6月 過年度訂正	運用開始							
	実行		運用開始							
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備										
①新規事業及び異業種参入の取締役会への上程プロセスの見直し (新規事業及び異業種参入におけるリスク管理委員会の事前審議)	計画		規程改訂・ 運用開始							
	実行			・9月19日リスク管理委 員会規程の制定、施行 ・同日リスク管理規程の 改定、施行	10月22日リスク管理委員 会開催	11月25日リスク管理委員 会開催		1月21日リスク管理委員会 開催	2月20日リスク管理委員会 開催	
②新規事業あるいは異業種参入時における外部ビジネスデューデリジェンスの実施	計画	平成26年6月 運用開始								
	実行	平成26年6月 運用開始								現時点において運用実績 なし
(4) 過剰な接待に依存する営業手法の禁止										
①バインスにおける規程の変更(役員向け特別交際費特の撤廃)	計画	平成26年6月 改訂済	運用開始							
	実行	・平成26年6月28日職務 権限規程別表の改定、施 行 ・平成26年7月23日取締 役会規程、組織規程の改 定、施行	運用開始							
②子会社及び関係会社役員への周知徹底	計画	平成26年6月 周知済								
	実行	平成26年6月20日グルー プ会議にて周知済								

項目		8月以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
(5) 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充										
①監査役会室の設置及び室員の採用(新設、2名体制)	計画	平成26年7月 設置・1名採用済	平成26年8月 1名採用済							平成27年6月 1名体制へ
	実行	平成26年7月 設置・1名採用済	平成26年8月 1名採用済、体制完了							
②関係会社(6社)監査業務を監査役から監査役会室員へ委譲	計画	平成26年6月 委譲開始								
	実行	6月に1社委譲完了 7月に3社委譲完了	1社委譲完了							1社委譲完了(予定)
③内部監査室の増員(2名⇒3名体制)	計画	平成26年7月 1名採用済								
	実行	平成26年7月 1名採用済、体制完了								
④RCMを基にした内部監査手法の強化	計画	平成26年6月 再確認実施		運用開始						
	実行	平成26年6月 再確認実施	RCMの変更及び内部監 査による4回試、実 査	内部監査室による4回試、実 査	内部監査室による4回試、実 査					
⑤内部監査調査作成マニュアルの変更	計画		変更・運用開始							平成27年6月内部監査報 告書面の改定
	実行	マニュアルの変更実施	運用開始							
⑥監査報告書面の改定	計画									平成27年6月 内部監査報告書面の改定
⑦内部監査対象選定における取締役会での審議の拡充	計画									平成27年9月開催の 定時取締役会で審議予定
(6) 関係者の処分並びに常勤監査役及び内部監査室長の就任										
①関係者の社内処分	計画									平成27年5月25日付取締 役会で社内処分を決議
②常勤監査役及び内部監査室長の就任	計画									平成27年5月25日付で新た な常勤監査役及び内部監査 室長の就任
(7) ゼールデータ管理体制の見直し										
①運用の変更	計画									平成27年6月 運用の変更
②周知	計画									平成27年6月 周知
③サンプリング調査	計画									平成27年9月までに サンプリング調査
(8) コンプライアンス意識の徹底										
①「コンプライアンス・マニュアル」の策定	計画		策定作業着手	運用開始						
	実行			9月19日制定、施行				1月29日同マニュアルを用 いた研修会実施		
②顧問弁護士等による定例「JBRグループ会議」時におけるコンプライアンス講習	計画				10月8日 第12回開催	定期的に実施				
	実行				10月8日 第12回開催済	定期的に実施				
③顧問弁護士によるJBRグループ全役職員向けコンプライアンス研修会	計画	平成26年7月25日 実施済								平成27年7月実施予定
	実行	平成26年7月25日 実施済		9月8日実施済				1月29日実施済		
④「JBRグループ行動規範」携行用カード作成・配布	計画	平成26年7月 作成・配布済								
	実行	平成26年7月 作成・配布済								
⑤監査・管理部門課員による認定コンプライアンスオフィサー・アドバイザー資格取得	計画	平成26年7月 受講開始							受講終了	
	実行	平成26年7月 受講開始					12月7日コンプライアンス・ アドバイザー試験受験		受講終了	平成27年7月開催コンプラ イアンス・アドバイザー試験 受験

項目			8月以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
	⑤日本取引所自主規制法人による「インサイダー取引防止の徹底に向けた出張セミナー」受講	計画		平成26年8月5日実施済			定期的に実施				
		実行		平成26年8月5日実施済			定期的に実施				
	⑦「プライバシーマーク定期教育セミナー」受講	計画	平成26年7月29日実施済								
		実行	平成26年7月29日実施済								
	⑨不正防止のための役職員向けコンプライアンス研修会	計画									平成27年7月コンプライアンスセミナー実施予定
(9)	当社取締役会の活性化										
	①当社社外取締役及び社外常勤監査役の選任	計画	平成26年7月より検討開始					定時株主総会にて選任			平成27年5月25日付で新たな常勤監査役の就任
		実行						12月25日開催定時株主総会において社外取締役2名、社外監査役1名選任			
(10)	コーポレートガバナンスの強化										
	①東京証券取引所開催上場会社向けセミナー経営層向け研修プログラム等の積極的受講	計画	平成26年6月受講勸奨				連宣受講				
		実行	平成26年6月受講勸奨	9月5日及び19日開催の東京証券取引所主催経営者層向けプログラム受講 9月16日開催の公益社団法人日本監査役協会主催の法律講座受講							・9月2日開催のインサイダー取引を巡る動向をテーマとした「第7回上場会社コンプライアンス・フォーラム」参加 ・9月12日開催の企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスをテーマとした「上場会社セミナー2015」参加
	②取締役会における書面決議の厳格化	計画				連宣受講					平成27年6月運用開始
(11)	経営者とのコミュニケーション機会増大と内部通報制度に基ずる通報相談を受けた場合における役職員の対応義務の明文化										
	①当社役職員における内部通報相談への対応義務の明文化	計画									平成27年6月規程改訂・運用開始
(12)	関連当事者確認書の見直しによる網羅性の担保										
		実行						書式変更、運用開始			
(13)	役員による関連当事者の申告漏れの防止										
		実行					11月27日付で取締役会規程を改定、施行				
		実行					11月27日付で研修会を実施				
(14)	管理部門による関連当事者の把握体制の確保										
		実行						(12)の書式変更にあわせて運用開始			